

提言から意見書提出までに頂いた ご意見と流域委員会の考え方



平成 16 年 3 月

淀川水系流域委員会

作成にあたって

淀川水系流域委員会は、平成 13 年 2 月に発足以降、幅広い方々のご意見を伺いながら議論をしてきました。平成 15 年 1 月には「新たな河川整備をめざして 淀川水系流域委員会 提言」を河川管理者（国土交通省近畿地方整備局）に提示し、それをもとに河川管理者からは、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料」（河川整備計画のもととなる資料）が提出されました。その後、意見交換と説明資料の改訂が行われ、「淀川水系河川整備計画基礎原案」が平成 15 年 9 月に提示されました。

流域委員会では、説明資料および基礎原案に対して議論を重ね、平成 15 年 12 月 9 日に意見書を取りまとめ、河川管理者に提出しました。提言を発表してから意見書を取りまとめる間、多くの一般の方から貴重なご意見を頂戴し、意見書作成の参考にさせていただきました。

提言提出までに頂いたご意見については、平成 15 年 6 月に発表した「頂いたご意見と淀川水系流域委員会の議論と考え方」に、提言への反映結果について整理しました。本資料はその続編として、意見書の検討が始まった時期から意見書提出までを対象としています。

具体的には、寄せられたご意見について、委員会としてどのように考え、どのように意見書に記述しているかを意見書の関連箇所と対応させて整理しました。ご意見を要約して意見書関係部分と対応づけるという整理作業の関係上、個々のご意見に対して適切にお答え出来ていない面や、今後議論が必要で今の段階では明確な答えが出せない内容もあり、不十分な点があるかもしれません。しかしながら、頂いたご意見の意見書への反映結果を示し、今後の流域委員会の活動の参考にもさせて頂きたく、現段階でこのような整理を行い、記録にとどめておきたいと考えました。

今後、流域委員会は、河川整備計画の進捗の見直し点検にあたって河川管理者に意見を述べる場として継続することが予定されております。引き続き、流域委員会の活動に関心をお持ちいただき、ご意見等をお寄せ頂きたくお願いいたします。

淀川水系流域委員会

資料の構成

対象ご意見

本資料で対象としたご意見は、「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」の発表（平成14年12月11日）から意見書の提出（平成15年12月9日）までに文書で寄せられたご意見、およびその間に開催された委員会や部会での一般傍聴者のご意見です。ご意見一覧は巻末に記しました。

ご意見の要約

文書で寄せられたご意見の中には、複数の趣旨が含まれているものがありましたので、意見書での対応関係を整理するため、なるべく原文を尊重した上で趣旨ごとに要約をしております。個々のご意見の原文は、意見番号を参照の上、淀川水系流域委員会のホームページ（<http://www.yodoriver.org/>）にてご確認ください。

委員会、部会で発言されたご意見については、巻末のご意見一覧を参照の上、開催会議等の議事録をホームページにてご確認ください。

意見書との対応

頂いたご意見と意見書との対応は下図のレイアウトで整理しました。

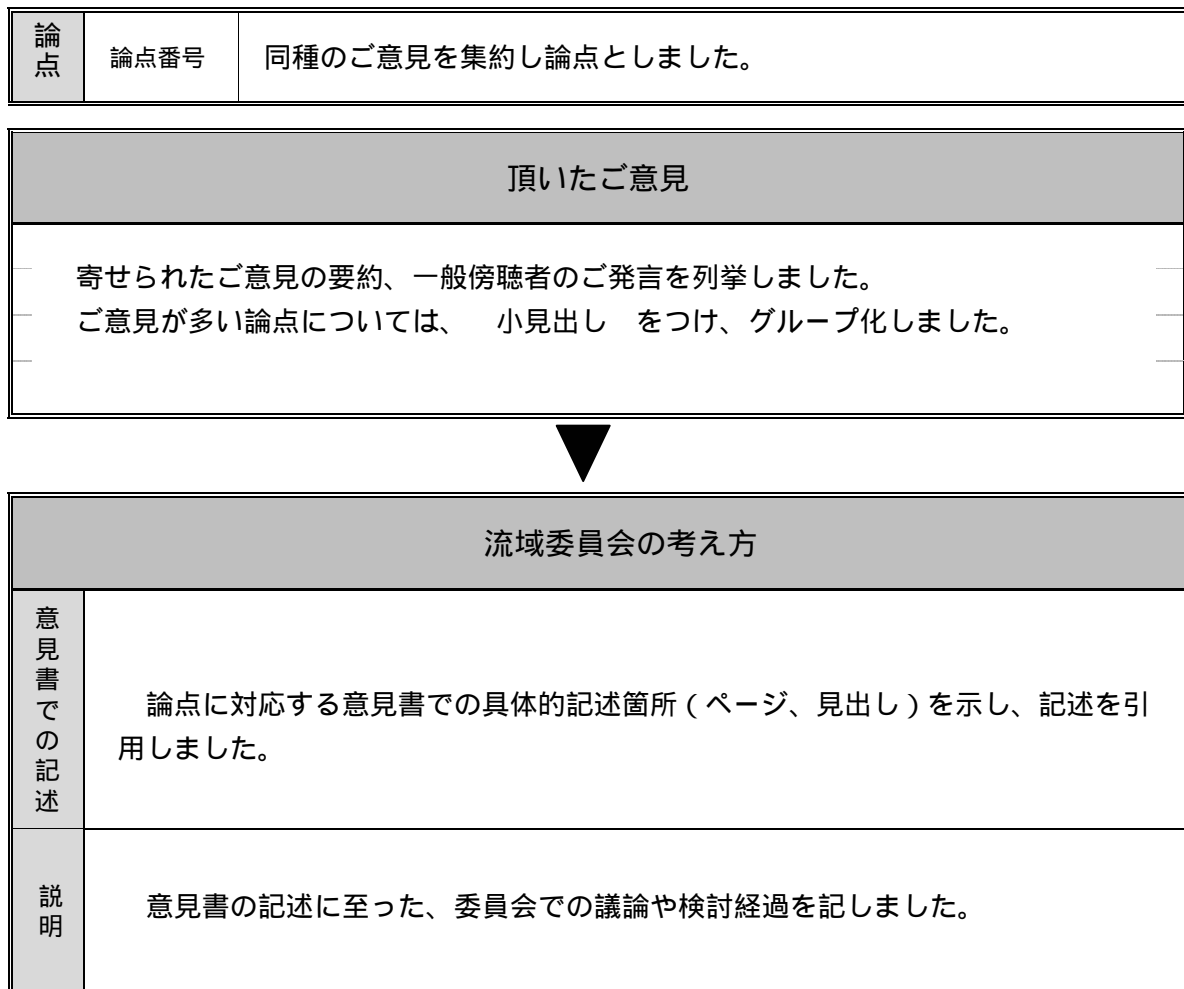


図 とりまとめレイアウト

目次

1	河川整備計画策定・推進	1 - 1
	計画 - 1 意見書記述の前提	1-1
	計画 - 2 今後の流域委員会	1-4
	計画 - 3 河川レンジャーのあり方	1-5
2	河川環境	2 - 1
	環境 - 1 河川環境のあり方	2-1
	環境 - 2 モニタリングの重要性	2-5
	環境 - 3 河川環境回復の指標	2-6
	環境 - 4 ハイダムの魚道	2-7
	環境 - 5 瀬田川洗堰での水位操作	2-8
	環境 - 6 琵琶湖水位の急速な低下の抑制	2-9
	環境 - 7 琵琶湖淀川水質全管理協議会	2-11
	環境 - 8 横断方向の河川形状の修復	2-12
	環境 - 9 生息・生育環境の保全、回復	2-13
	環境 - 10 外来種対策	2-14
	環境 - 11 琵琶湖の水質保全対策	2-15
	環境 - 12 生物に配慮した護岸工法の採用	2-16
3	治水・防災	3 - 1
	治水 - 1 治水に関する基本的な考え方	3-1
	治水 - 2 堤防の強化について	3-3
	治水 - 3 流域全体での対応（自分で守る）	3-4
	治水 - 4 流域全体での対応（地域で守る：街づくり、地域整備等）	3-5
	治水 - 5 狭窄部上流の浸水被害の軽減（銀橋上流部）	3-6
	治水 - 6 大津放水路	3-8
	治水 - 7 流域対応（地域で守る）	3-10
	治水 - 8 高規格堤防（スーパー堤防）	3-11
	治水 - 9 土砂災害への対応	3-12
	治水 - 10 堤防の強化について	3-13
	治水 - 11 琵琶湖の浸水被害の軽減に向けた整備	3-14
4	利水	4 - 1
	利水 - 1 流域全体での利水計画	4-1
	利水 - 2 利水安全度の考え方	4-2
	利水 - 3 水需要予測	4-3
	利水 - 4 水需要の精査確認	4-4
	利水 - 5 用途間転用	4-5
	利水 - 6 水需要管理協議会	4-6

5	利用	5 - 1
	利用 - 1 利用の基本的考え方	5-1
	利用 - 2 水面利用について	5-3
	利用 - 3 河川敷利用について	5-4
	利用 - 4 舟運について	5-7
	利用 - 5 違法行為の是正	5-8
6	維持管理	6 - 1
	維持 - 1 ダムの撤去	6-1
	維持 - 2 樹木の伐採と管理	6-2
	維持 - 3 河川内のゴミ対策	6-3
7	ダム	7 - 1
	ダム - 1 ダムに対する基本的考え方	7-1
	ダム - 2 ダム計画で示された環境振替	7-6
	ダム - 3 ダムと治水	7-7
	ダム - 4 ダムと利水	7-8
	ダム - 5 ダムにおける経済性と社会性	7-11
	ダム - 6 大戸川ダム	7-12
	ダム - 7 天ヶ瀬ダム再開発	7-14
	ダム - 8 川上ダム	7-18
	ダム - 9 丹生ダム	7-22
	ダム - 10 余野川ダム	7-26
	ダム - 11 各ダムの今後の調査検討	7-30
8	関連施設	8 - 1
	施設 - 1 淀川河川公園の整備	8-1
9	住民参加	9 - 1
	住民-1 住民参加に関する基本的な考え方	9-1
10	委員会全般	10 - 1
	委員会全般に関する事項	10-1
	ご意見一覧	意見 - 1

1 河川整備計画策定・推進

論点	計画 - 1	意見書記述の前提
----	--------	----------

頂いたご意見

R27-02 千代延 明憲氏
新しい河川行政に足跡を残すいい提言、また意見書を提出されたことに感謝している。今後も、近畿地方整備局が「環境改善」や「利水容量の振替え」等の抜け道を用いてダム建設を行うことのないよう見守っていただくとともに、淀川水系流域委員会の精神を府県レベルまで浸透させていただきたい。

316 西依忠之氏
流域委員会の委員が考えられている「河川本来の姿」とは、既存のダムや堰等の河川工作物を全部撤去し、川の流れのままに任せるといえるのでしょうか。人間は様々な期待を各々の「生業」と密接に関連しながら川に求めているわけで、問題はこのような様々な期待を如何に調整し、具体化し、素晴らしい川を造っていくかではないか。「提言」は、自然生態系の保全・回復が何よりも優先するというを前面に出し、人間社会の足元を見ていない自然保護論に思えてならない。上流から下流までを一律の物差しで見ている点に無理がある。「河川本来の姿」とは何か教えていただきたい。

331 西村賢二氏
提言(案)および流域委員会の審議過程等は印象として余りにも環境に関する側面が強く、狭容部の開削やダム建設に対する考え方に象徴されるように地先主義の色彩を著しく感じた。現行の河川法の理念は、以前の区間主義を改め、水系一貫の河川管理体系による全体計画の確立を前提とした治水事業を計画的に行うこととされており、この考えに逆行しているのではないかと。流域委員会の審議あるいは提言(案)には、各流域における将来の経済社会の展望がなされておらず、河川整備計画が何の目的のために必要なかが不明確で、むしろ規制計画のように感じられる。地域の発展と国民の安全性を確保する上で、夢のある河川整備計画の指針となる提言にしてほしい。

335 高時川治水対策促進協議会 会長 北村又郎氏、湖北土地改良区 理事長 酒井研一氏
流域委員会の運営や議論の内容に関して、多くの事項において不信や疑問があり、要望も含めて指摘する。河川整備基本方針が定められていないままに河川整備計画策定のための流域委員会が進められている。そもそも河川整備方針は国土交通大臣が河川審議会の意見を聴いて定めねばならないほど重要である。この手続きを無視しての河川整備計画作成は法手続き上の問題がある。

342 寝屋川市 田中基裕氏
専門家や関係者の議論では、河川主体の検討になりがちであり、多くの人に広げるためには、地域生活者からの空間的視点に時間的視点を加え議論すべきである。こうすることで「河川整備計画」を「河川創造計画」にすることができる。

346 永末博幸氏
委員会の意気込みはわかるが、専門的知識を有する河川管理者の意見を十分に聞き、議論する必要がある。よりよい河川整備のためには、河川技術、河川行政には歴史と経緯もあることから、河川管理者の意見を真摯に受け止め、お互いの立場、主張を理解し、調整しながら合意形成していくことが必要である。

352 佐藤稔氏
これまで、人間は利便性を優先し開発を行ってきた。その代償はあまりにも大きい。自然浄化にも限界がある。治水や環境整備には根源的なところ(上流域)に目を向けなければ堂々巡りの可能性が大である。豊かな生活を見直し、原点に戻るくらいのつもりで、遠回りしてでも良いものは良いとして、淀川水系の整備構想を練ってほしい。

360 前田益見氏
河川整備計画の上位計画として「河川整備基本方針」があり、この方針は全国の個々の河川について中央の審議会で審議される。中央のただ一つの審議会で全国の個々の河川の審議が可能なのか、疑問に思うが、淀川水系流域委員会の審議においては、「河川整備基本方針」がどのような拘わりをもったのか、おたずねしたい。

364 ラブリバー懇談会(猪名川河川事務所より提供)
ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介
「人間があってはじめて河川が生きると思う、利水や排水を優先させる河川など、河川に特色をださせてはどうか。」

398 日建設計シビル大阪事務所 高橋正氏
(提言全体に対して)

頂いたご意見	
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの河川行政の積み重ねから多くのものを学ぶことが 21 世紀の淀川を考える上での第 1 歩となるのではないかと。戦後の河川行政について、環境への記憶が不足していたことをもって全面的に否定されているかの如く感じられる。 ・「健全な常識」の存在に危惧を感じる。河川管理は、治水、利水、環境という相異なる目的の総合調整にあることは自明であり、突出した専門的知識よりむしろ「健全な常識」が重要である。 	
<p>417 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏 日本経済新聞が「水戦争」と題して 3 日連続で掲載した特集記事は、国土交通省や滋賀県・京都府などの動きを実にリアルに伝えている。これを読んで改めて思うのは流域委員会の重要性である。流域委員会が近々提出される最終「意見書」が今後の河川整備計画の明確な指針として一段と大きな意味を持つことになると思う。「提言」の主旨に立脚し、20 年後、30 年後の将来をしっかりと見据えた思い切った「意見書」を作成されることに強い期待を寄せている。</p>	
<p>424 池貝浩氏 「淀川水系・自然共生型流域圏」の形成に向けた関係省庁・府県による共同調査の提案 流域圏に着目した総合的管理計画や健全な水循環の保全・回復を実現していくためには、河川整備計画の範囲を越えて、流域全体での土地利用や経済活動に関わる広範囲な制度等の見直しを行う必要がある。河川整備計画の検討と平行して、新たに「淀川水系・自然共生型流域圏」の形成に向けた関係省庁・府県による総合的・横断的な共同調査の実施を提案する。そうすることにより、河川事業の枠を超えた流域全体での総合的な展開を一気に進める契機になると考える。それらの行政政策レベルでの連携・見直し作業を進める一方で、流域の住民一人一人が河川を身近なものとして考え、行動する契機となる「淀川流域エコミュージアム」を住民や NPO とのパートナーシップによって展開していくことが理想的な戦略として想定される。</p>	



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p. 1-1 1.1 計画策定・実施のあり方</p> <p>淀川水系は、世界有数の古代湖で日本最大の淡水湖である琵琶湖を擁し、琵琶湖総合開発事業や流域の河川整備を通じて、近畿の経済的発展に大きく寄与してきた。しかし、京阪神の住民生活の安全と経済的豊かさを追求するあまり、淀川水系の河川環境は悪化の一途をたどった。いま、新たな河川整備を進めるにあたり、治水・利水の重要性はいうまでもないが、これまでに損なった河川環境の保全と修復に積極的に取り組むことが切望される。</p> <p>淀川水系流域委員会(以下流域委員会という)は 2003 年 1 月に「新たな河川整備をめざして - 淀川水系流域委員会提言」(以下、提言)を公表し、これを受けた国土交通省近畿地方整備局(以下、近畿地方整備局)は 2003 年 9 月に「淀川水系河川整備計画基礎原案」(以下、基礎原案)を公表した。</p> <p>提言では「流域の一体的な取組みに向け、従来の計画の枠組みに捉われることなく積極的に多様な代替案を追求するべきである」としている。この点では、提言とまだ一致しない面も残されているが、基礎原案には河川管理者の権限を越える幅広い取組みを追求する姿勢が強く現れているところも多い。これは、これまでのように河川のみを対象とする河川整備を続けていたのでは、環境、治水、利水のいずれをとっても本来の目標を達成することができないという認識を背景としたものであり、その姿勢を高く評価したい。</p> <p>水質、土地利用の規制・誘導、水需要抑制、生態系など、種々の分野の問題についての議論を重ね、流域全体を含む総合的な整備計画に向けて出発しなければならないという河川管理者の判断と決意が、基礎原案の要所において権限を越える分野にまで踏み込ませたのであろう。</p> <p>このような新たな認識のもとに、これらの問題を解決するための流域の一体的取組みを実現するには、関係省庁・自治体等との連携を積極的に展開し、事前に周到な調整をはかる必要がある。また、いわゆる「縦割り行政」を打破するための具体策についても積極的に取り組む必要があり、さらなる努力を期待したい。</p> <p>関係省庁や自治体は、河川管理者が新しい河川行政をめざして投げかける種々の協議、要請を真摯に受け止め、将来へ向けて幅広く協調することが切望される。</p>
説明	<p>意見書の基本的スタンスは、提言の「3 新たな河川整備の理念」で示しましたように、これまでの治水、利水を中心とした川づくりから河川環境の保全、再生という観点を加えた、環境・治水・利水・利用の新たな理念を確立することが必要と考えています。これまでの治水・</p>

利水の恩恵を否定するものではありませんが、新しい時代の川づくりを考えた場合に大きく舵をきるべきだというのが流域説明です。

提言では、「3 - 1 河川整備に関する基本認識」のひとつとして、「総合的判断に基づき自然と人間の歴史を見据えた、予防原則に基づく川づくりへ」をあげ、河川環境、治水、利水を個々に考えるのではなく、川や湖の持つ自然の変化を尊重し、自然環境とそこに生息する生物の総体の生態系と人の生活を包括した環境系として捉え、その多様な価値を活かすために、環境をベースとして治水・利水・利用を総合的に判断した川づくりを行うことが必要と考えています。

論 点	計画 - 2	今後の流域委員会
--------	--------	----------

頂いたご意見
R23-02 宇治防災を考える市民の会 志岐 常正氏 これまでの河川管理者の説明を聴いている限りでは、河川管理者が流域委員会の提言をきちんと理解しているとは思えず、とても不安だ。流域委員会終了後も検討を続けるための仕組みが必要だ。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	p.1-2 1.2.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置 近畿地方整備局は、整備計画の調査・検討にあたって、意見を聴く場として流域委員会を継続するとしている。継続する流域委員会は、河川管理者から新たに提示される目的に添って活動するが、その具体的なあり方と内容については別に提案するので、参考にされたい。
説明	基礎原案には流域委員会を「整備計画の進捗や点検に際して意見を聴く場として継続する」と記されています。また、現在の基礎原案で調査検討となっている事業については、その結果が出た時点で、流域委員会に報告され、そこで審議されるとともに、住民や関係自治体の意見を聞き、整備計画が策定される仕組みになっています。このように計画策定に向けて、適宜、審議が行えるようになっており、流域委員会はこれからも河川管理者に対して、積極的に提言・助言を呈していきたいと考えています。 皆さんのご意見も委員会で検討したのちに反映させたいと考えていますので、今後とも流域委員会にご意見をお寄せください。

論 点	計画 - 3	河川レンジャーのあり方
--------	--------	-------------

頂いたご意見	
427	<p>学生 上野紗弥子氏</p> <p>河川レンジャーについて、説明資料から受けた印象では河川法の理解、住民、役所とスムーズに渡り合っていかなばならぬほど専門家並の知識や経験が要求されている。河川法の理解が基準ならば、なれる人は少ししかない。少ししかないならば今までと大差ないのではないか。河川法を基礎知識として持っている住民団体は余り多くないだろう。地域で活動する組織が、地域にどれくらい根ざしているかということ、河川法をどれだけ理解しているかということは比例しない。有識者やN G O、N P Oに限らず河川の変化と共に生きて、住民のためにフィールドに出て活動する人全てが河川レンジャーでいいと思う。専門的な知識がある、なしでやる気をはかれるのか。専門的な知識を得る入口になること、そして参加する市民が気易く意見を述べられることがレンジャーの魅力である。持続的に地域で活動する人全体をレンジャーと呼んでもいいのではないか。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.1-3 1.2.2 (2) 住民との連携・協働</p> <p>河川管理者が流域委員会の提言を受けて、地域固有の情報や知識に精通した個人を「河川レンジャー」に任命し、住民と行政との間に介在させ、文化活動、自然保護活動、河川管理行為支援などを行う制度を新たに設けようとする英断を高く評価するとともに、流域委員会はこれを支援し、河川管理者とともにこれら住民参加に向けた活動を大切に育成したいと考える。</p> <p>「河川レンジャー」が活動する琵琶湖・淀川水系の河川・湖沼は、それぞれに水域の個性や地域の特性が多様であるため、河川管理者はその呼称を含め、個性と特性を反映したある程度自由な活動を許容する配慮が必要である。</p> <p>一方、制度として、規則、指針、方針、計画、研修制度や知識、技術、安全確保の手法などにおいて一貫した取組みも必要であり、この制度が有意義、有効かつ安全に展開できるようセンター機能を有する組織「河川レンジャー会議(仮称)」を設置することが必要である。</p> <p>また、もともと民間の個人である河川レンジャーの地位や処遇について、河川管理上どのように位置づけられるのかを明確にする必要がある。これら「河川レンジャー制度のあり方」については、「宇治川地域河川レンジャー検討懇談会」において試行的活動を通じた検討がすでに始められており、その成果が期待される。</p>
説明	<p>流域委員会としては、河川レンジャーの制度をはじめにしっかり固めるのではなく、試行を重ねながら、地域にふさわしいやり方を探るのが好ましいと考えています。</p> <p>河川レンジャーについては、住民参加部会でもたくさんの議論をしました。河川レンジャーに期待される役割、権限、そのために必要な資格要件、地域住民や団体等の関係について、詰めなければいけない問題があることがわかりました。</p> <p>意見書に「地域の個性と特性を反映したある程度自由な活動を許容する配慮が必要」と記したように、具体的なあり方について今の段階で流域委員会が枠にはめるような意見を述べることは適切ではないと考え、今後検討を進めるための参考として、住民参加部会参考意見を記しました。</p>

2 河川環境

論点	環境 - 1	河川環境のあり方
----	--------	----------

頂いたご意見

本来の川の姿とは何か

Y20-04 西依 忠之氏

川と人間の生活は密接に関わっている。提言では、川というものが人間とは違う世界、違う次元に流れていると考えているのではないか。また、川に対する期待にはさまざまなものがあり、本来の川の姿は1人1人異なるものである。本来の川の姿に戻せと言うのではなく、川に対する様々な期待を調整するのが委員会の役目ではないか。提言は偏った自然保護観を押し付けている。

316 西依忠之氏

- ・ 提言を読み、「どうも違うな」との疑問を持った。川を「本来、人間は触れるべからずのもの」として捉えている点である。人間と川との歴史を一刀両断に切り捨てており、「自然生態系の保全と回復」という理念が人間の川に対する様々な期待の一つであるという視点が欠けているのではないか。自然保護論の教条主義的な価値観の押しつけという感がぬぐえない。
- ・ 流域の様々な人々の意見を聞かずに、グランドをなくせ、ダムは原則抑制すべきと言っているのではないか。これは流域委員会が流域の人々の期待を掘り下げず、無視し、価値観を押しつけていることの顕著なところではないか。極端な自然保護論をかざして、その他の期待を排除するのはおかしい。また、世界的には水が不足していることも忘れてはならない。
- ・ 川は人間の生業と密接不可分の関係にあることから、河川整備の目的は「河川本来の姿に戻す」ことではなく、「川に対する人間の様々な期待を調整し、具現化していく」ことではないか。確かに、自然環境保護や自然生態系の保全・回復は、現代日本において、川に求める大きな期待の一つ、それも全国的に大きな期待の一つであることに間違いはない、だからといって他の期待をないがしろにしてよいことにはならない。だからこそ、河川整備の過程においては、様々な期待の調整が必要になるはずで、具体的には、川を上流から下流までを一律に捉えず、「場」の分化を行い、川に対する様々な期待を具現化していく川づくりが必要ではないか。その手法として「造園の哲学」を取り入れることが有用ではないかと考える。

316 西依忠之氏

流域委員会の委員が考えられている「河川本来の姿」とは、既存のダムや堰等の河川工作物を全部撤去し、川の流れのままに任せるということでしょうか。人間は様々な期待を各々の「生業」と密接に関連しながら川に求めているわけで、問題はこのような様々な期待を如何に調整し、具体化し、素晴らしい川を造っていくかではないか。「提言」は、自然生態系の保全・回復が何よりも優先するというを前面に出し、人間社会の足元を見ていない自然保護論に思えてならない。上流から下流までを一律の物差しで見ている点に無理がある。「河川本来の姿」とは何か教えていただきたい。

330 私立 愛農高校 浜田不二子氏

木津川源流域といえる青山町別府で、有機農業を学ぶ農業高校で働いている。町の水道を利用して作物に水をかけ、家畜に水を飲ませているので、コンクリートの川上ダムに伴って、水道水をこれ以上消毒しなければならぬような水道事業は大変困る。川の水は流れていてこそ自然であり、森はダムの役割をする。

332 滋賀県守山市国県事業対策課

「提言」に対する意見として、守山市を流れる野洲川は、幾度の洪水により貴重な生命財産を奪ってきたが、S54の大改修工事により近代的な河川に改修された。このような河川の状況の中で「本来のあるべき姿」を示すことは大変難しいのではないか。野洲川等の改修された河川は、河川の流下能力を低下させないよう高水敷や河道に適正な維持管理（高水敷や河道の伐木や除草）が必要である。野洲川については「明日の野洲川を考える懇談会」に提言を受けるとともに、「ふるさとの川整備河川」の指定を受けて、整備を進めている。野洲川の空間整備では、「人と人との出会い、ふれあいが楽しい川辺」を基本テーマに掲げ、整備を進めている。河川改修された高水敷等は、適正な管理を必要とすることから、沿岸住民の親水空間、環境学習や人々の交流の場として必要に応じて有効に活用すべきである。

342 寝屋川市 田中基裕氏

- ・ 生命の糧（利水）と安全（治水）を確保できてはじめて環境を考えることが自然である。
- ・ 川の環境はこうあるべきという偏向的視点となっている。川と後背地を相互に関係あるものとして生物や人間生活との共有の場とすべきである。

頂いたご意見
<p>347 榛原町長 前田禎郎氏 「提言」の「川が川をつくる」という考えには疑問を持つ。「川は山がつくる」のではないか。農林水産省や林野庁とも連携し、川の水の源である山の保全にも目をむけるべきである。そうすれば自然のシステムは健全に働き、山が持つ保水能力によってダムや琵琶湖に流れる流量は安定し、水質も向上すると思われる。</p>
<p>348 寝屋川市 田中基裕氏 河川整備計画は環境偏重、川中心の考え方だけでは理解は得られない。川を創るのは川だというだけでなく、自然・生き物と人間との調和を考えていくことが必要。環境保全については地域性を加味し、都市部では人間と川本来の環境との調和を目指すべきである。そのためには、周辺地域、住民、自治体とのコンセンサスが必要である。</p>
<p>398 日建設計シビル大阪事務所 高橋正氏 (「提言」の各論に対して) 提言では、現況の河道形状と淀川の氾濫原に展開・集積する市街地の安全を守ることを前提として「自然が自然をつくる」「川が川をつくる」ことを許容するとの立場に立っていると考えられる。この考え方は、「自然と人間の生産、生活活動との間に妥協点を見出す努力こそが求められている」という立場と同じものである。この立場を委員各位が自覚的に認識する必要がある。情緒的な「天然」至上主義で河川整備を考えることは妥当ではない。</p>
<p>環境の他の要素とのバランスが重要</p>
<p>346 永末博幸氏 河川整備において、相反する治水と環境とのバランスをいかに調整すべきかの議論を深めるべきである。どの程度環境保全を進めるかという定量的な目安が必要である。何らかの形で明確にしなければ将来、再び問題化することになるのではないか。</p>
<p>348 寝屋川市 田中基裕氏 環境への配慮から「原則ダムを作らない」とするのは疑問である。自然流下で確保する分、ダムで確保するのが妥当な分を示して必要な整備を行うべきである。水がなければ人は生きられない。節水社会の構築を目指すものの、自然流下の水がよいが河川勾配が厳しいため、次善の策を取りながら利水の確保を確実に行うことが必要である。</p>
<p>環境に関する配慮事項</p>
<p>338 谷幸三氏 「提言」に対する意見として、ヨシ原をのこし、大切にしてほしい。水生昆虫(トンボ、トビケラなど)を調査して、昔と現在の比較をし、保存してほしい。外来種の調査と減らす方法を考える。瀬、フチのある河川工法をしてほしい。</p>
<p>352 佐藤稔氏 外来種の侵入は水中だけでなく、地上植物も尋常でない状況にある。水の中も外も外来種に占拠されそうな勢いにある。</p>
<p>364 ラブリバー懇談会(猪名川河川事務所より提供) ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介 ・「河川整備をする事業者は生態系についてもっと学ぶべきである。」 ・「猪名川のこれからのあり方は住民参加で検討すべきである。」 ・「市民との連携と具体策:環境学習について具体的に盛り込み、環境用水について配慮してほしい。」</p>
<p>377 日本野鳥の会 京都支部 中村桂子氏 以前、流域委員会の意見にもあったが、流域の中にあらゆるものが立ち入れないような特定地域を定め、守るべき生き物は積極的に護る、という対策を検討頂きたい。4~7月の河川敷、中洲や寄洲、水陸移行帯は野生動物が繁殖のため利用する大切な場所であり、住処となっている。よって、繁殖期の除草、野焼きについては時期をずらす。木津川に生息する野鳥が繁殖できる地域を確保するため、地域を定めてその環境整備を早急に試みる(バイクの乗り入れなど河川敷を遊び場にする人が増え、これらが野鳥の繁殖に与える影響は大きい)。</p>
<p>413 Kumaki Minoru氏 自然を大切にす施策に賛成。コンクリートから自然堤防へ。堤防への植樹も検討してほしい。大戸川、余野川ダム建設は反対。いずれも自然環境を大きく損なう。</p>

頂いたご意見	
環境とダム	
328	水と緑の会 浜田不二子氏 10年間ほど、青山町の、ゴルフ場開発中止の運動をして来た。5つもの計画に行政が go サイン出したため、非常に大変であったが。現在、そのうちの1つも開発されていない。町民は良かったといっている。自然を壊して造成しても、何人の得にもならず子や孫へ負の財産を残すのみである。
409	日特建設 株式会社 鎌田忠則氏 ・「提言」の「ダム建設の原則中止」の考え方の背景には、「環境がベースにあってその上に治水、利水、利用が行われる」という考え方がある。環境基本法は環境への負荷の少ない健全な河川管理へ向けて治水、利水、河川環境の統合を図ろうとしている。「初めにダム反対ありき」では、環境基本法や河川法一部改正の理念に沿った考えとは思えない。ダムも選択肢の1つであり、ダム無しも代替案の一つとして考えるべきである。 ・技術者の課題：「生物多様性の保全」の考え方をダムに関わる新しい環境技術として積極的に創造していくことが強く求められている。ダム建設の原則中止の考え方は、環境技術の進歩発展の手を縛ってしまうことになり、技術立国の我が国にとっても、成長が期待されるアジア諸国の環境技術にとっても大きな損失と考える。
420	伊賀の水と緑を考える会 畑中尚氏 伊賀地方では、今、川上ダム建設をめぐる議論がされている。自然環境を著しく悪くするダム建設を中止して「森林の役割を考える」このことを国民的哲学にしていくことが21世紀、大変重要である。
その他	
R25-01	佐川 克弘氏 基礎原案では、淀川環境委員会について何も述べられていない。整備計画では、淀川環境委員会についても、明確に位置付けるべきだ。
380	氏名不詳 京田辺～八幡に流れ、淀川につながる防賀川は河川の3面とも自然が残っていたが、最近2面コンクリートの工事がすごいペースで進められている。京都南部唯一の生物の宝庫であった川を短時間で壊していくことは極めて残念である。実際に川の魚はとでも少なくなり、水鳥なども近づかなくなった。水生生物は生えない、ヨシの群生が消えて水の流れは一直線になり大変遺憾である。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	p.2-1 2.1 河川環境の整備の方針 しかし、基礎原案の「河川整備の方針」や「具体的な整備内容」では、当面実施可能な事業に大きな比重を置くあまり、従来型の治水・利水事業の抜本的見直しに至っていない面がある。また、流域全体の河川環境・生態系機能の回復や水質環境の統合的管理に向けた取組みも大きな課題として残っている。 とくに、河川環境(河川形状、生態系など)を広域的・統合的に把握し、その情報をさまざまな側面から分析し、広く地域社会に還元する組織の実現については、積極的に取り組むことが求められる。さらに、わが国の水管理の仕組みが成立してきた歴史的背景を踏まえ、琵琶湖・淀川水系の将来のあり方を追求するに最も相応しい統合的な河川環境管理システムの構築をめざした調査・検討を進められることが期待される。
説明	流域委員会では、提言で記した、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できるのであり、健全な生態系なくして人類の未来はない」との考えにもとづき、これまでの治水・利水に偏重した河川行政を反省し、「自然は自然にしか創れない」、「川が川をつくる」という自然の摂理を原理原則として、本来の川の姿に近づけることが急務と考えています。 基礎原案においてもこの考え方は概ね受け入れられていると考えていますが、意見書に記したように、「具体的な整備内容」として、これまでの治水や利水事業の抜本的見直しに至っていない点は今後の課題であると考えています。 なお、本来の川の姿に近づける際には、環境をベースとして治水・利水・利用を総合的に判断することが重要と考えており、「治水、利水、利用を無視して環境を重視せよ」と言ってい

る訳ではありません。

また、「川は川がつくる」というのは河道を対象としたものですが、「天然」にまかせるのではなく、ある程度は人が手助けする必要があると考えています。また、川に対する山の重要性については認識しています。

論点	環境 - 2	モニタリングの重要性
----	--------	------------

頂いたご意見
K02-01 藤田 政治氏 自然はデリケートなので河川環境の修復のための事業は、一気に施行せず成果を確認しながらゆっくりと少しずつ行ってほしい。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.2-4 2.1.6 生態系</p> <p>一方、河川環境における個々の構成要素の因果関係が不明確であるため、現在考えうる最善の手法を用いても、事業の結果には必然的に不確実性が伴う。その意味で、基礎原案の「常に慎重にモニタリングを行い、河川環境の反応や、河川と連続する沿岸海域への影響を把握、評価してフィードバックを行う」という姿勢は評価できる。</p> <p>基礎原案に挙げられているように、個々の事象を個別に保全・回復の対象とすることは重要ではあるが、流域全体の環境保全・回復に繋げるには、別の新たな取組みが不可欠である。</p>
説明	<p>ご指摘の通り、どのような手法でも、事業の結果には不確実性が伴うと考えられるため、慎重にモニタリングを行い、その結果を適切に評価した上で、フィードバックすることが重要と考えています。流域委員会の議論の中には、「事業は成果を見極めながら行うべき」、「自然回復の事業においても100%つくるのではなく、70%くらいで止めて、後は自然にまかせる」といった意見もありました。基礎原案にもこの考えは反映されており、意見書で記した通り、流域委員会は河川管理者の姿勢を評価しています。</p>

論点	環境 - 3 河川環境回復の指標
----	------------------

頂いたご意見	
R16-03	<p>流域調整室 安東 尚美氏 今後の河川整備においては、環境面の指標だけでなく、人間の視点からみた満足度の指標（例えば治水、利水、環境とか全部を含めたもの）についても考えていきたい。</p>
B23-01	<p>藤田 政治氏 資料 3-3（テーマ別部会の状況報告（開催状況、主な意見等）の p.4 で、『自然が自然を、川が川をつくる理念を具体化していくための指標をつくるべき』と議論されたようだが、どのような項目について、どのような評価指標で評価して、評価基準というのはどうあるべきかというものを議論し、委員会として統一見解を出すべきである。</p>
333	<p>ラブリバー懇談会（猪名川河川事務所より提供） ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介 < 提言について > 「環境時代の水質管理の仕組みをつくりあげる必要があるという一方で、水質目標の達成すべき状態を明示することが難しいというのは、矛盾しているのではないか。」</p>
398	<p>日建設計シビル大阪事務所 高橋正氏 「提言」の各論に対して ・淀川の河川環境について 1960 年代前半を目標としているが、1960 年代前半の姿（S30 年代後半）と言われて、生き生きと淀川の姿を思い浮かべられる人は殆どいない。淀川のあるべき河川環境の姿を、眼に見える形、あるいは、指標と数値で明示的に示すことが必要である。最も重要なのは淀川が 1600 万人の飲料水源であることで、水質保全を最大の課題として設定すべきである。 ・21 世紀の淀川のあるべき姿を「明示的」「具体的」に描き出し、淀川の持つべき治水・利水・環境それぞれの機能とそのレベル、利用のあり方、これらを示す指標とその数値を明示する必要がある。また、限られた予算と与えられた時間内でどのような手順で、あるべき姿を実現させるかを示す必要がある。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.2-5 2.2 (2) 河川環境の保全・再生の指標 基礎原案では、「河川環境の保全・再生の指標を設定することについて、関係機関と連携して検討する」とあり、推進すべきであるが、ただ単に指標を設定するだけでは不十分で、長期的視野で河川環境の保全・回復をめざすための具体的な取組みを含めて早急に行うべきである。そのためには、既述のような場（組織）で、流域のさまざまな環境情報を集約、解析し、河川環境の保全・回復の指標を設定し、良好な自然が残されている地域や、環境回復を行う必要がある地域等の区分を行うとともに、環境保全・回復の手法や技術を積極的に開発する必要がある。 指標の設定にあたっては、例えばヨシ帯の面積のような指標だけではなく、自然の豊かさ、良好さが示されるような指標を検討すべきである。例えば、種の多様性が自然の豊かさの一つの指標として考えられ、関連する項目として固有種、在来種の数や生息個体数、食物連鎖の上位に位置する魚類、鳥類、ほ乳類の種数や個体数が挙げられる。また、これらの生物の繁殖環境の良好さを表す指標として、繁殖に参加した個体数（繁殖ペア数）などが挙げられる。</p>
説明	<p>事業については、事後の評価とフィードバックが必要であり、ご指摘のようにその際の指標の設定が重要です。しかしながら、自然環境に関しては、関係する因子が多く、複雑なシステムで相互に作用しあっているため、わからないことも数多くあります。現時点では適切な指標の設定が困難な状況であるため、どのような指標とすべきかを流域委員会の統一見解として意見書に示すことはできず、例示に止まりました。 基礎原案においても「指標の設定に関して検討する」と記されていますので、意見書で示した例示を参考に早急に検討をお願いするとともに流域委員会も一緒に考えていきたいと思っております。</p>

論点	環境 - 4 ハイダムの魚道
----	-------------------

頂いたご意見
<p>C04-02 前川 協子氏 青野ダムの魚道に関する説明があったが、十数億円もする施設について建設前でなく建設後に住民やNGOに意見を聴くというやり方は疑問に感じた。また、魚道をつくっても、青野ダムにはブラックバスばかりなので無駄だったという話もある。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.2-7 2.2.1 (2) 縦断方向の河川形状の修復 また、既設の堤高の高いダム（ハイダム）における魚類等の遡上・降下の回復については、莫大な費用を要するにも関わらず、効果について疑問があり、まず有効な代替案の検討を優先すべきである。流域全体を視野に入れ、ダムが引き起こす不連続による影響、魚道設置の費用と効果等も勘案し、場合によっては魚道設置を中止することも視野に入れて検討する必要がある。</p>
説明	<p>魚道をハイダムに設置することは、縦断方向の連続性を効果的に確保するものには有効ですが、一方で必然的に大規模になる、技術的困難が伴う、莫大な費用を要するとともに、周辺環境に与える影響も大きなものになることが予想されます。 このような理由から、ご指摘の点もふまえ、ハイダムに対する魚道設置等による遡上・降下の回復については、幅広い代替案（修復しないことも含む）から総合的にその有効性について検討した上で、選定する必要があると考えています。</p>

論点	環境 - 5	瀬田川洗堰での水位操作
----	--------	-------------

頂いたご意見	
<p>B25-01 藤田 政治氏 琵琶湖部会とりまとめ素案 p.5 の b)の に「4月-8月に基準水位を0cm前後を目安に水位を維持し、降水による水位上昇時には上昇した水位を3日間程度維持することが魚類の産卵にとって望ましい」との記述があるが、-20cm、-30cm というのを治水容量でとっていることを考えると、治水上、大きな問題があると思われる。</p>	



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.2-8 2.2.2 (2) 瀬田川洗堰における水位操作の検討 水位操作の見直しにあたっては、琵琶湖周辺の浸水被害の防止や下流地域の利水に深く関係するため、さまざまな利害関係者の連携と合意形成の基礎となる最新の知見に基づいた科学的データの収集と学識経験者による詳細な検討が不可欠である。</p>
説明	<p>意見書で記述しました通り、瀬田川洗堰での水位操作は、琵琶湖生物の生息環境に配慮したものにすることが望ましいのですが、一方で治水の観点からは琵琶湖沿岸の浸水被害、利水の観点からは下流域における安定取水にも大きく影響することは理解しており、実現に向けては、多くの関係者の合意が必要な問題であることも理解しています。 このため、科学的データを収集し、利害に関係する機関等と調整の上、有効な水位操作を実現する必要があると考えています。</p>

論点	環境 - 6	琵琶湖水位の急速な低下の抑制
----	--------	----------------

頂いたご意見

B24-02 関西のダムと水道を考える会 野村 東洋夫氏
 河川管理者が提示した丹生ダムの計画案で大きな比重を占める環境改善容量について、「改善容量が必要になるのは空梅雨のときのみである」「空梅雨の年でも、産卵のピークである5月から6月には瀬田川洗堰の操作規則が優先するために丹生ダムは機能できない」「8月の異常渇水の場合も、6月から7月に既に空梅雨で丹生ダムの水を流して丹生ダムはすでに空に近いはずであり、その後丹生ダムの流域だけ雨が降ることは考えにくく、これに対する効果も考え難い」「昭和14年の異常渇水をもとにしたシミュレーションで、9000万トンを琵琶湖に流入しなければならないと説明されていたが、このシミュレーションには淀川下流部の農業用水の取水実態が正確に反映されておらず、反映すれば数値は大きく変わる」という4つの点で疑問があり、実際にはあまり環境改善につながらないと思われる。環境改善は、操作規則の見直しを考えることが本筋だ。

K07-02 千代延 明憲氏
 基礎原案では、琵琶湖の急速な水位低下を抑制する方策がいくつか示されているが、並列ではなく、優先順位を明確にして記述すべき。

369 姉川水系漁業被害対策委員会 委員長 鳥塚五十三氏
 漁業関係者又は一般流域住民として10~20年前と今の違いについて述べると、琵琶湖の水位が大変上下動するようになり、これに伴って流入支川の河口部分で琵琶湖に河床が出ていく状態になり、水産資源の産卵育成に大きな影響が出ると考えられる。

405 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏
 「基礎原案」は丹生ダムに関する限り、相も変わらぬ矛盾に満ちた記述が多い。
 ・「琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある」について、何故「緊急に実施する必要がある」のか、理解に苦しむ。まずは水位低下の及ぼす影響について時間を掛けて十分な「調査検討」を行うべきではないか。
 ・「急激な水位低下の抑制策としては、丹生ダム等の貯留施設が有効である」について、琵琶湖の急激な水位低下の最たるものは、毎年5月半ばから6/16までの1ヶ月間で行われる約50cmの水位低下であり、この時期が琵琶湖魚類にとって最も重要な産卵期である。「瀬田川洗堰操作規則」に従って行われている以上、たとえ丹生ダムを造り、これに「環境改善容量」と称する約900万m³の水を貯留したとしても、琵琶湖に放流出来るのは6/16以降であり、しかもその効果は僅かに14cmであり、放流が必要となるのは「空梅雨」の年だけで丹生ダムの「環境改善容量」は極めて非効率なシロモノである。
 ・「琵琶湖への補給水を活用して淀川水系の異常渇水時に緊急水を補給することができる」について、丹生ダムの「環境改善容量」約9000万m³の水位効果は、琵琶湖水位を僅かに14cm上げる程度のものでしかなく、空梅雨の年の6~7月における琵琶湖の急速な水位低下を緩和するため、この時期に既にほぼその全量が注入されてしまっている筈であり、この時期に丹生ダムにだけ大量の水が蓄えられている筈がない。

409 日特建設 株式会社 鎌田忠則氏
 「原案」での洗堰の水位操作と丹生ダムについて：「原案」で挙げている、琵琶湖の急激な水位低下が魚類等の産卵・生息に影響している恐れがある問題について、長期的、継続的な調査研究が必要である。また、丹生ダムからの補給による琵琶湖の水位低下抑制効果と環境への影響について、詳細な調査検討を行うとしているが、1年や2年で答えが出るとは思えない。早計に丹生ダムの結論を急ぐべきではない。ただ姉川・高時川の瀬切れ解消、洪水被害対策軽減などの対策との間におこる大幅な時間的ズレが、深刻な問題となることが想像される。



流域委員会の考え方

意見書で	p.2-2 2.1.2/2.1.3 水位および水量 なお、提言は、水位の変動をできる限り自然な形に戻すべきとし、とくに琵琶湖の水位については瀬田川洗堰の水位操作の見直しのための試行を早急に実現することを求めているが、基礎原案のこの点に関する積極的な姿勢は評価できる。
------	--

<p>の記述</p>	<p>河川と湖本来の水位変動や攪乱は、健全な水循環のもとで行われるべきであり、流域全体の水循環の様相を調査把握したうえで、瀬切れ等の解決策を検討することが望まれる。</p> <p>P.2-9 2.2.2 (3) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策の検討</p> <p>可能な限り新規ダムからの水補給に頼らない方策の実現を目標に、琵琶湖の水位低下を抑制するさまざまな代替案を幅広く検討するべきである。その際、琵琶湖周辺地域の土地利用の再検討など、ダムに頼らない治水対策と湖岸生態系への影響軽減とを同時に実現することが求められる。</p> <p>また、できるだけ琵琶湖の水位の変動を自然に近づけられるよう、瀬田川洗堰の流量と淀川大堰下流、大川（旧淀川）・神崎川の維持流量との関連を考慮し、水位操作の検討を行うべきである。</p>
<p>説明</p>	<p>琵琶湖水位の急速な低下は、琵琶湖生物の生息環境に大きな影響を与えていると考えられ、流域委員会でも重要な問題として議論してきました。</p> <p>提言では「水位の変動はできるだけ自然な形に戻すべき」としています。</p> <p>基礎原案では、対策として、大戸川ダム、丹生ダムによる補給水の確保を挙げていますが、ダム開発による新たな環境破壊が懸念されるため、可能な限り、ダムに頼らない方策が望ましいと考えます。</p> <p>なお、水位低下抑制策を検討するにはさらに科学的データが必要であり、それを基にした優先順位の検討が必要であると考えています。</p>

論 点	環境 - 7	琵琶湖淀川水質全管理協議会
--------	--------	---------------

頂いたご意見	
K03-01	<p>田村 くに江氏</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質の監視については、面的なもの、時間的なものだけではなく、深さ方向も必要である。底生生物にとっても酸素は必要であるので、特にDO（溶存酸素）が重要である。 現在、水質汚濁防止連絡協議会というものが自治体、水道事業者も含めて存在するが、それを活用し、その中に小委員会なりの形で、住民の参加を確実にしてほしい。
369	<p>姉川水系漁業被害対策委員会 委員長 鳥塚五十三氏</p> <ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖自体の水質環境が刻々と悪化している。以前からの林地伐採（開発）上、中、下流域にわたる河川工事開発に関わる濁水流出問題等、20年以上の蓄積が要因の1つと考えられる。 琵琶湖周辺の内湖の干拓により、沈殿浄化の役割が失われ、直接、琵琶湖へ濁水が流入し水質環境の悪化を招いた。水質改善のためには失われたものをいかに復元して行くかが重要である。 治水、利水に関しても水環境を前提とした計画を立てるべきである。土地改良区の水利権についても行政は水供給に主眼をおき、使用実態や水質を含めた管理監督はどうなっていたのか。公共事業に伴う濁水発生等、流域委員会はそれら環境面についての協議、管理、監督の具体的な提言をこそするべきではないのか、淀川水系全般を視野にいたした高所からの提言がなされるべきである。
409	<p>日特建設 株式会社 鎌田忠則氏</p> <p>淀川上下流域住民の一層の協力関係が必要である。その意味で、流域の自治体間の話し合いが重要であり、琵琶湖・淀川流域の水源の環境保全と正常な水循環の保全を監視し、その改善を提言できるよう「琵琶湖・淀川水質保全機構」の組織強化が必要である。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p. 2-10 2.2.4 (1) 「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会」の設立の検討</p> <p>基礎原案では、「流域全体として水循環と河川環境の状態を把握できる統合的な流域水質管理システムの構築をめざすものとして水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、環境省、農林水産省、厚生労働省等の関係機関並びに水質特性や住民活動等に詳しい学識経験者が参加した『琵琶湖・淀川流域水質管理協議会』の設立に向けて、準備会を設けて検討する」と、連携すべき具体的省庁を挙げ、かつ学識経験者を加えると述べている。これは、これまでのいわゆる縦割り型行政の枠組みを越える挑戦として高く評価する。</p> <p>さらに水質保全に関係する生態系機能だけでなく、広く生物多様性全体や景観等を含めた環境保全、回復をめざした協議会に発展させていく方向で検討するべきである。</p>
説明	<p>流域委員会は、これまで流域全体で水質を管理する取組が必要であると意見してきました。その点で、基礎原案で「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会」の設立を検討するとしている点は、これまでにない取組であり、評価しています。</p> <p>これをさらに広げて、水質だけでなく他の問題も含めて検討できる協議会になることを期待します。</p> <p>また、流域全体で水質を管理する取組のなかには、住民の参加が不可欠であると考えており、「具体的な整備内容シート」への意見として、「住民団体と連携する必要がある」と記述しています。</p>

論点	環境 - 8	横断方向の河川形状の修復
----	--------	--------------

頂いたご意見	
346	<p>永末博幸氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「低水路を河道内で蛇行させ瀬や淵の復元を図る」例が挙げられており、このような環境改善の具体的例示をすることは議論が深まる点で好ましい。しかし、この方策は平常時はよいが大洪水では跡形もなくなる点で問題が残る。直線河川の低水路部のみを蛇行させても瀬や淵は安定しないのが基本で、かといって今更河川を蛇行させるのも難しい。このようなことを議論したうえで是と判断し、例示しているのかどうか重要である。 ・川幅に比して計画水深が深い中小河川で、堤防護岸を緩傾斜にすることが可能か（堤防拡幅か河道断面縮小）疑問である。この点について抽象論でなく具体的課題として議論して欲しい。
364	<p>ラブリバー懇談会（猪名川河川事務所より提供）</p> <p>ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介 「河川の法面はどの程度にするか、的確にパフファゾーンを策定すべきである。」</p>
403	<p>佐川克弘氏</p> <p>緊急用河川敷道路や舟運、流水保全水路（「基礎原案」では全くふれられていない）が鵜殿の環境保全に大きく影響すると考えられる。これら個別の問題に対処するために「淀川水系河川整備計画」において淀川環境委員会を明確に位置つけてほしい。特に舟運を三川合流点まで実現するには枚方大橋から河床をさらに掘削する必要があり、掘削すれば淀川下流同様湛水化し、鵜殿地区をたとえ切り下げても出水による攪乱はますます期待できなくなる。鵜殿の環境保全対策にはワンド、タマリ、または凹地、その逆の凸地区の創出と人為的攪乱も不可欠ではないか。淀川部会として、明確に方向付するよう配慮してほしい。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.2-1 2.1.1(1) 横断方向の河川形状</p> <p>「横断方向の河川形状を修復し、水際の改善を行う」ことは大いに推進すべきである。この問題についての今後の重要課題は、さらなる河床低下を防ぐこと、高水敷の切下げにより攪乱の頻度を増やすこと、浅い水域やワンドを再生すること、ゆるやかで複雑な形状の水際線をもつ水陸移行帯を「川が川をつくるのを手伝う」という方針で整備していくこと、などである。また、ダムの弾力的運用による水位変動や土砂供給の回復などについても抜本的な対策が必要である。</p> <p>P.2-6 2.2.1(1) 横断方向の河川形状の修復</p> <p>淀川本川の「河川形状の修復」を取り扱う場合、三川合流点から枚方大橋付近までの「流水域」、淀川大堰までの「湛水域」、さらに下流の「汽水域」に分けて考える必要がある。以下に各区域の特性の要点と今後の検討課題を示す。</p> <p>「流水域」：本流の「河床低下」がきわめて著しく、かつてこの地域にあったワンドは、すべて干上がり、鵜殿のヨシ原もほとんど冠水しなくなっている。また、水無瀬地区、楠葉地区の大きな寄州（よりす）帯（かつての低水路）も干陸化が進行している。</p>
説明	<p>これまでの河川整備により、低水路幅が拡げられたり、低水護岸が直立にされたうえ、ダムにより土砂の供給が遮断されて河床が低下するなどにより、変化に富んだ水辺が失われ、生物の棲み家や産卵場所がなくなり、川らしい植物が少なくなりました。このため、治水、利水面での配慮もしながら、洪水の時には水流に洗われ、湯水の時には水が引いていくような変化に富んだ川にできるだけ近づけたいと考えました。このため横断方向の河川形状の修復の具体的対象として、ワンド、たまり、ヨシ原の保全回復が重要と考えています。鵜殿については、冠水頻度が少なくなり、これを改善する方策が必要と考えています。</p>

論点	環境 - 9	生息・生育環境の保全、回復
----	--------	---------------

頂いたご意見	
364	<p>ラブリバー懇談会（猪名川河川事務所より提供） ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介 「希少種について、一植物の保存だけでなく、生育環境も保存する必要がある。」</p>
422	<p>京都哺乳類研究会 氏名不詳 私は哺乳類を研究している。哺乳類保全の観点からみると、河川ではゴルフ場や野球場、遊歩道の整備のため灌木や木が刈り払われてしまい、哺乳類が身を隠す場所や巣場所、食物をとる場所がない。また、中・下流にかけて都市化が進み、哺乳類が移動できる回廊として連続した緑地が残されているのは河川とその周辺のごく狭い範囲になっている。ある程度連続した環境が残されている部分では保全を、失われた部分ではそうした環境の創出を是非お願いしたい。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.2-12 2.2.6 (1) 2)生息・生育環境の保全・再生の検討 「横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討」するとした検討内容は概ね適切である。今後、琵琶湖流域についても、順次検討・実施していく必要がある。また同様の事業対象地として、既存のワンドを有する猪名川の神田（こうだ）地区も検討対象とする必要がある。また、水陸移行帯および水路、水田、ため池と連続していた横断方向の「水域ネットワーク」を回復するため、河川管理者は関係省庁や自治体との連携を進める必要がある。 「淀川大堰において、春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作」はすでに2年間試行されており、その成果と反省点を明確にし、継続的に実施を行うべきである。 支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携することは概ね適切であり、農業用水路などについての農水省や自治体等との調整、住民の利便性と環境保護とが相反する事業についての住民意見の反映や検討結果の公開、などが必要である。なお、事業実施場所の選定については、流域全体の連続性を考慮し、事業効果の高い場所を選定すべきである。</p>
説明	<p>生物にとって連続性を回復することはその生息環境を確保するために必要なことと考えています。高水敷においても、利用との調整を図りながら回復が図られることを期待しています。</p>

論 点	環境 - 10	外来種対策
--------	---------	-------

頂いたご意見	
352	<p>佐藤稔氏 外来種の侵入は水中だけでなく、地上植物も尋常でない状況にある。水の中も外も外来種に占拠されそうな勢いにある。</p>
364	<p>ラブリバー懇談会（猪名川河川事務所より提供） ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介 「外来種であるコクチバスが猪名川にも侵入する可能性がある。河川管理者は関係省庁と連携し外来魚の流入を未然に防ぐ方を十分に検討してほしい。」</p>
374	<p>霞ヶ浦・北浦をよくする市民連絡会議 事務局長、特定非営利活動法人アサザ基金 代表理事 飯島博氏 琵琶湖・淀川水系と霞ヶ浦・利根川水系間の関係自治体、河川事務所が連携し、外来種等への対策を実施されるよう要望する。近い将来、琵琶湖・淀川水系のタナゴ類に重大な影響を及ぼす恐れのある大型の外来タナゴが霞ヶ浦で急激に繁殖を始めている。オオタナゴは移入した先の水域の生態系に深刻な影響を与えることが予想される種である。既にオオタナゴは霞ヶ浦周辺の関東地方の湖沼にも分布を広げており、このままの状態が放置されれば確実に分布を拡大していくことが予想される。国内の2大湖沼である琵琶湖・淀川水系と霞ヶ浦・利根川水系が連携して、国内の外来魚等への対策に取り組むことは、外来魚の拡大を防ぎ、日本の生態系を保全していく上で大きな効果を生むことになる。 要望項目 1．各関係機関の協議を行うこと 2．琵琶湖・淀川水系、霞ヶ浦・利根川水系の外来種対策協議会を早急に設置する</p>
416	<p>佐川克弘氏 意見書（素案）(030930版)への訂正依頼 p.5 2環境(4)更に検討すべき主な事項 「・・・不可欠な課題である。」に続けて「またペットを含む外来種、園芸植物の持ち込み禁止を徹底すべきである」を追加する。外来種の侵入が問題なのは琵琶湖のブラックバスだけではない。素案のままでは琵琶湖の問題に限定されてしまうのではないかと。外来種問題は琵琶湖に限らないのだから素案を訂正して欲しい。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.2-12 2.2.6 (2) 淀川水系における生物の生息・生育環境を脅かす外来種の対策を推進 外来種は、淀川水系のすべての水域に侵入・繁殖し在来生物にとって大きな脅威になっている。オオクチバス（通称ブラックバス）、ブルーギル等の対策については、早期に法制化して関係機関等と緊密な連携を行い、繁殖・放流などによる蔓延を強力に防ぐ必要がある。また、外来種の侵入・生息が困難となる抜本的な対策を流域全体で積極的に進める必要がある。</p>
説明	<p>流域委員会においてもこれまで外来種による影響とその対策の方向性について議論されてきました。その結果、意見書では基礎原案の記述に対して、「早期の法制化」「抜本的な対策の推進」の必要性を提案しました。 また、植物に関しても、2.2.7(3)樹林帯等の保全（P2-13）において対策の必要性を記述しています。ご指摘のように、魚類だけでなく、植物でも外来種の問題が深刻であり、水系全体の課題として早急な対策をとることが必要と考えます。 なお、外来種に関する問題は河川管理者だけでなく、流域全体の関係機関が連携して対応する必要があると考えます。</p>

論 点	環境 - 11	琵琶湖の水質保全対策
--------	---------	------------

頂いたご意見	
369	<p>姉川水系漁業被害対策委員会 委員長 鳥塚五十三氏 土地改良区のもつ慣行水利権により取水され、田植え期の代掻き水が琵琶湖に流入し、その結果、湖の富栄養化問題が起こっていることは周知の事実である。</p>
409	<p>日特建設 株式会社 鎌田忠則氏 琵琶湖総合開発事業の環境保全対策の効果と評価：今後の課題として、現在続けられている琵琶湖の水質や水環境・水循環の長期的、継続的な調査研究や環境保全対策の中で「琵琶湖の固有種、生物の多様性の保全」の視点から、総合的に琵琶湖の保全・再生施策を進める立場と基本的な考え方を明らかにして取り組む必要がある。特に琵琶湖の環境保全・再生の基本的な考え方に対する国と滋賀県の「整合性」を図り、流域住民に分かりやすいものにする必要がある。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p. 2-10 2.2.4 (2) 琵琶湖の水質保全対策 基礎原案に示された琵琶湖の水質保全に関わる施策は、いずれも重要であり、調査を実施する必要がある。ただし、家棟川地区の調査に関しては再検討が必要である。 とくに、琵琶湖北湖の深底部の環境悪化が琵琶湖の生態系に致命的な影響を及ぼす可能性を念頭におき、緊急かつ集中的な調査を滋賀県と連携して総合的に実施する必要がある。調査の立案および結果の詳細な検討にあたっては、さまざまな分野の学識経験者の協力が不可欠である。深底部の環境悪化に寄与すると考えられる事項については、予防原則のもとにそれを強く規制するあらゆる手段を検討することを強く要請する。 また、水質保全の観点から、既設ダムが琵琶湖の水質に与える影響をさまざまな視点から検討するべきである。</p>
説明	<p>琵琶湖水質の影響要因としては様々なものが考えられます。これらの要因について科学的なデータを収集し、適切な保全対策をとることが必要と考えています。</p>

論 点	環境 - 12	生物に配慮した護岸工法の採用
--------	---------	----------------

頂いたご意見	
<p>380 氏名不詳 京田辺～八幡に流れ、淀川につながる防賀川は河川の3面とも自然が残っていたが、最近2面コンクリートの工事がすごいペースで進められている。京都南部唯一の生物の宝庫であった川を短時間で壊していくことは極めて残念である。実際に川の魚はとでも少なくなり、水鳥なども近づかなくなった。水生生物は生えない、ヨシの群生が消えて水の流れは一直線になり大変遺憾である。</p>	



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.2-13 2.2.8 (1) 生物に配慮した護岸工法の採用 生物に配慮した護岸工法は、生息・生育に適した緩傾斜護岸を基本とし、横断方向の連続性の確保に配慮して実施するべきである。 護岸工事の設計にあたっては、事前に設計者自身が現場に赴き、自然環境の原状をよく把握するとともに、地域の学識経験者から過去の履歴を聴き自然回復をはかることが重要である。堤防は生物の生息・生育に適した形態の緩傾斜護岸を採用することを基本とし、低水護岸は他に方法がなくどうしても必要な場合にのみ施工することを原則として、「川が川をつくる」原点に返って水陸移行帯、とくに長い区間連続した変化に富む浅い水辺の再生に努めることが、河川の横断方向の連続性を回復するための最も重要なポイントである。</p>
説明	<p>ご指摘のように、生物が生息しやすい河川環境を取り戻すことが必要と考えています。意見書に記載した事項に留意して工事が実施されることを期待しています。</p>

3 治水・防災

論 点	治水 - 1	治水に関する基本的な考え方
--------	--------	---------------

頂いたご意見

118-01	日本気象協会 合田 廣氏 近年、気象現象が大きく変化していることを真剣に考慮して頂きたい。災害が起きてから対策を立てるのではなく、災害が起きる前に対策を立てておくことが重要だ。人命を守るために如何にすべきかという議論が少ないように感じる。
118-03	千代延 明憲氏 命と財産を同列にして扱うのではなく、対策の考え方やレベルを変えて対応するという発想も必要である。
B24-01	滋賀県 土木交通部 河港課長 澤野 久弥氏 「小規模な洪水についてある程度の許容を」という意見は、治水については浸水を許容させる場合の住民合意、責任、補償等に関する議論を行いその実現性についてまず吟味すべきである。それが行われていない現段階でこのような話はできないと思う。
C06-02	千代延 明憲氏 流域委員会では、破堤による被害だけは回避するというを基本にして、とりまとめを作成頂きたい。
326	緑のネットワーク、青山 山田明氏 下流の都市型洪水防止事業は終わっている。上流でのダム建設ではなく、流域全体で今後も総合的な河川対策・治水対策・森林整備等による「緑のダム構想」で対応すべきである。
348	寝屋川市 田中基裕氏 生命の安全を第一に重視すべきで、治水安全度をいつまでに、どこまで確保するのか整備水準を提示する必要がある。
367	宇治防災市民の会 志岐常正氏 「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)」を設置し、各施策の検討をすることであるが、会の構成や進め方によっては、流域委員会と議論が重複、あるいは矛盾する恐れを感じる。また、「堤防強化検討委員会」が設置され、工学的問題について既に検討を始めているが、広い視野を以て問題意識を持たねばスーパー堤防をつくるために遊水池をつぶしたり、内水災害の危険を増大するなどの矛盾が危惧される。宇治川の 1500m ³ /s 放流計画において検討中にもかかわらず放流計画を前提とした工事が実施されていることから極論すれば流域委員会の提言が既に無視されていると思わざるをえない。諸点について具体的に検討し、結果を教えていただきたい。
383	元高校教諭 岡村隆徳氏 河川の水量調節に対する基本的な考え方：各支流の流量を、地形的な条件を考慮に入れながら、抑制する流域と抑制しない流域とにわけることによって下流への流入量の集中をさげることができればかなり防げる。常に魚が自由に回遊できるルートがあることが必要である。たとえ流量を抑制しているときでも魚が移動できる道が川の流れの中心付近に存在することが大切である。
398	日建設計シビル大阪事務所 高橋正氏 (「提言」の各論に対して) 新たな治水の理念に関しては以下の 3 点について突き詰めた議論が必要である。「水害の輪廻」を覚悟するとの考えは成立しないのか。堤防の質的整備についても、量的整備と同様にその効果が発揮されるためには長時間を要する。また、連続的な量的整備が完了しない限り破損のリスクは減少するとは考えられない。さらに「混成堤防」に対して現時点で全面的な信頼をおくことは出来ないのでは。堤防の質的整備によって壊滅的被害を回避したとして、ある程度の浸水被害は甘受すべきとの考えが流域住民に受け入れられるか。



流域委員会の考え方

意見書	p.3-1 3.1.1 洪水 これまでの治水計画では河川や地域ごとに社会的重要度に応じた計画高水を対象に水害の発生を防止しようとしてきたが、これには計画高水以上の洪水に襲われた場合に大きな被害が
-----	--

<p>での記述</p>	<p>発生する可能性が高いという基本的な欠陥があるうえ、計画の達成には多額の費用がかかるため、達成の目途が立たないままに放置されてきた面がある。また、治水を目的とした河川整備により、河川の環境に悪影響がもたらされたことも見逃すことができない。</p> <p>このため提言では、これからは「超過洪水・自然環境を考慮した治水」および「地域特性に応じた治水安全度の確保」に理念を転換するべきであり、また洪水への対応としては、河道の流下能力の増大や流量の抑制をはかるなどの「河川対応」と、警戒・避難システムの確立、被害ポテンシャルの軽減、流出の制御などの「流域対応」を併用する必要があると提案した。</p> <p>これに対して基礎原案では、「河川整備の基本的な考え方」を「洪水被害の頻度のみならず、その深刻さを軽減する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する」としており、提言の趣旨がよく反映されているものの、自然環境についての記述が欠落しており、追加記述が望まれる。</p>
<p>説明</p>	<p>提言で述べましたように、これまでの治水には下記の問題があったと考えています。</p> <p>計画規模が更新されることにより被害ポテンシャルが増大する水害の輪廻 河道の直線化、コンクリート護岸の多用、鉛直護岸による生物生息環境の劣化や土砂移動の遮断、流量の平滑化など 無堤部、狭窄部が残っているなど、地域による治水安全度の差の存在</p> <p>今後、これらの問題を解決していくため、これまでの治水の理念を転換することが重要であるとの考え方は、流域委員会、河川管理者と共通の認識だと思えます。</p> <p>河川整備による河川対応と土地利用の規制や避難誘導などの流域対応を充実させることは、人の命を守ると同時に家屋を守ることに直結すると考えています。また、高くてもろい堤防をできるだけ壊れにくくし、破堤による激流だけは生じさせないようにすることは現在の治水の最重要課題であり、「土堤原則」を脱却した新たな発想のもとでの技術開発が必要であると考えています。</p> <p>自然が起こす洪水を人間が完全には制御できないとの考えに立ち、できる限りの準備を今から行うことが基本であると考えています。 については、超過洪水による壊滅的被害を回避する方策（堤防強化等の河川対応、まちづくり、避難体制等の流域対応を含む）については、極力生息環境を保全・再生する整備、については災害頻度や土地の利用状況などの地域特性を勘案し適した方式をとるべきと考えています。</p> <p>ご意見として寄せられています「緑のダム」につきましては、流域委員会委員のなかにも大きな期待を寄せる委員もいますが、日本学術会議答申（平成13年11月「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」）に示されていますように、「渇水時の河川流量は森林により減少する場合がある」、「森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない」ため、「森林の育成は重要であるが、ダムの代替には成りえない」というのが多数意見です。</p>

論点	治水 - 2 堤防の強化について
----	------------------

頂いたご意見	
	<p>120-02 大阪自然環境保全協会 新保 満子氏 堤防強化を最優先と言うが、これまで脆弱な堤防を造ってきましたということを事業者が認めても良いのか？</p>
	<p>396 社団法人 大阪自然環境保全協会 高田直俊氏 ひ弱な堤防の強化について、猪名川河川事務所の説明によれば、猪名川の堤防は定規断面としては一応出来ているが、質的な内容はひ弱、とのことである。「形は整えたが、中身は信用できない」と事業責任者が発言し、従って現計画洪水流は流せないで、ダムが必要である。というシナリオは正しい発言であろうか。堤防の強化、特に越流しても破堤しない堤防への強化は総合治水、超過洪水対策の観点から最重要である。余野川ダム建設よりも優先すべき課題ではないのか。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.3-2 3.1.1 (1) 2)河川対応 基礎原案では、破堤による被害を回避・軽減する施策の4番目として「堤防強化対策」を挙げている。基礎原案が示すように、現存の堤防は、「材料として吟味されているとは限らない土砂を用いて逐次強化を重ねてきた歴史の産物」であり、「必ずしも防災構造物としての安全性について十分な信頼性を有しているとはいえない」ため、堤防強化対策は当面の治水・防災施策を支配するともいえるきわめて重要な施策である。土砂でつくられた堤防の弱点を知らながら、これまで堤防強化対策を積極的に取り上げようとしなかったことからすれば、基礎原案で、堤防の脆弱性を認め、「堤防強化対策」を取り上げたことは画期的なことであり、河川管理者の熱意と努力を高く評価したい。</p>
説明	<p>現在の堤防は、基礎原案に述べられていますように、材料として吟味されているとは限らない土砂を用いて逐次強化を重ねてきた歴史の産物であり、必ずしも防災構造物としての安全性について十分な信頼性を有しているとはいえません。 洪水氾濫で壊滅的な被害をもたらすのが「破堤」です。したがって、たとえ氾濫が発生しても破堤を回避することが最重要課題であるとの認識から、流域委員会は「堤防強化」を提言しました。河川管理者も同じ認識から堤防強化を取り上げ、高規格堤防と緊急的な堤防補強を実施するとしています。 意見書では、基礎原案に対しまして、高規格堤防の実施には長い調整時間を必要としますので、堤防強化を積極的に進めることが重要であるとし、補強法につきましても従来の「土堤原則」を脱却した新たな堤防補強法の開発の必要性を強調しています。堤防補強法の一つとして、ハイブリッド堤防を提案していますが、技術的な課題を克服しなければならないことは承知しており、今後さらに検討や試験を重ねて行く必要があると考えています。</p>

論点	治水 - 3	流域全体での対応（自分で守る）
----	--------	-----------------

頂いたご意見	
<p>118-04 千代延 明憲氏 治水に関してすべてを国土交通省に依存するのではなく、市民が意識を切り替えて自助努力や自己防衛をしていくといった意識の切り替えも重要である。</p>	



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.3-5 3.2.1 (1) 1) 自分で守る（情報伝達・避難体制の整備） 「自分で守る」は「住民が主役」であることを意味しており、これまで曖昧にされてきた住民の責任と義務を明確にした意義は大きい。 このような観点から基礎原案に示された施策をみると、いずれも概ね適切であり、早期の実施あるいは積極的な検討が望まれる。ただし、表題と異なり、いずれの施策も河川管理者側からの一方向的なものである。住民からの情報を収集する双方向的なシステムを構築することが重要であり、河川管理者側からの情報をいかに活用させるかも、「水害に強い地域づくり協議会」などで検討する必要がある。なお、「自分で守る」は住民が主役であるから、この種の協議会には自治体の住民関係部局の参加が必要である。</p>
説明	<p>ご指摘の通り、治水対策の当事者として、当然地域住民も大きな責任を有するものと考えています。この点は流域委員会と河川管理者の認識は一致しており、住民の自助努力や意識改革が不可欠です。 住民一人一人が万一の時に具体的に適切な対応ができるように、河川管理者および自治体等も効果的な施策を実施する必要があると考えます。大きな水害が少なくなり水防意識が希薄になっていると言われる現代社会において、もっと住民一人一人から声を出して頂くこと、そして、みんなで語り合うことが「自分で守る」ことの第一歩と考えています。</p>

論点	治水 - 4	流域全体での対応（地域で守る：街づくり、地域整備等）
----	--------	----------------------------

頂いたご意見	
118-02	<p>日本気象協会 合田 廣氏 水田は稲作時においては日頃からの水管理が大変である。遊水地計画策定にあつては農作業の実際を考慮した上での検討をお願いしたい。</p>
342	<p>寝屋川市 田中基裕氏 土地利用誘導で自治体と連携する際には、住民の生活全般と河川との関わりがどうなるかを考慮する必要がある。</p>
347	<p>榛原町長 前田 禎郎氏 局地的な集中豪雨等により、過去には無かった箇所で床上浸水が発生している。これに対しては大和川水系で実施されている、学校や公共施設地下貯留池が効果的である。淀川水系においても貯留池設置が国庫補助対象となるよう検討すべきである。</p>
364	<p>ラブリバー懇談会（猪名川河川事務所より提供） ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介 「被害ポテンシャルの対策についての理解を得るため、流域の市町や住民の連帯が必要。」</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.3-6 3.2.1 (1) 1) 地域で守る(街づくり、地域整備) また、都市近郊に残された農地・ため池・休耕田等については、その雨水浸透能力および貯留能力を精査し、現況の浸透・貯留能力を維持する方策についても対策を講じるべきである。さらに、家庭における雨水マス、公共施設における貯留機能の整備など、治水・利水双方の安全度を高めるきめ細かな施策についての検討が必要である。</p>
説明	<p>公共建物の地下貯留施設や遊水地は、万一の破堤の際の壊滅的な被害の防止や軽減に有効な方策であると考えています。ご指摘のような点は、流域委員会でも数多く議論されましたが、具体的にどの程度の効果が期待できるかは、河川や流域の状況、他の施策との組み合わせ等により異なるため、今後詳細な検討が必要と考えています。 また、施設設置に伴う、費用分担の考え方、民有地を遊水地とする場合の補償費等については地域全体で具体的に検討する必要があると考えています。河川管理者が設置を考えている「地域で守る」部会で具体的な検討がされるものと期待していますが、このような対策が実際に行われ効果が発揮されるためには、河川管理者のみならず、流域の住民の方と一体となって進めていくことが不可欠であると考えます。</p>

論点	治水 - 5	狭窄部上流の浸水被害の軽減（銀橋上流部）
----	--------	----------------------

頂いたご意見

C05-01	千代延 明憲氏 銀橋（狭窄部）は、流域の他の狭窄部と違って、下流と同じように人口が集中して都市化している。銀橋は狭窄部の距離が短くて開削しやすいという地理的条件も考慮すれば、開削の可能性についても検討するべきではないか。下流の堤防強化等にかかる費用等を明確にした上で、銀橋の開削についても検討して頂きたい。その上で、治水上どうしてもダムが必要なのか検討して欲しい。
I19-02	千代延 明憲氏 昭和 35 年の既往最大洪水から 40 年が経過しており、これまでに膨大な費用を費やして様々な河川改修も行われてきたはずであるが、委員はこのことを踏まえ、また銀橋下流の堤防の強化に今後かかる年数や費用を知った上で当面は開削しないと言っているのか。
I20-01	大阪自然環境保全協会 新保 満子氏 銀橋の狭窄部は岩倉峡や保津峡等とは事情が違うことをふまえて、開削の可能性についてももう少し踏み込んだ意見を出せないか。開削を提言するなら、明らかに余野川ダムは不要となる。
I20-03	箕面市議会議員 増田 京子氏 銀橋狭窄部については、開削の全否定ではなく、部分的な開削の可能性についても治水の専門家と検討すべき。
396	社団法人 大阪自然環境保全協会 高田直俊氏 ・銀橋狭窄部開削について、多田地区の遊水地機能は現在はもちろん、今後もあり得ず、また銀橋上流の川幅も下流とほぼ同じであり、河道貯留機能もない。銀橋の狭窄部は単に疎通能力を低くして上流水位を上げる負の役割だけであり、下流への治水上の貢献は全くないので銀橋狭窄部を開削すべきである。 ・現在、小戸付近改修工事中であるが、これの完成と一庫ダムの放流量の再変更、銀橋狭窄部開削との関係はどうなるのか。一庫ダムの 150m ³ /s 放流について、ダム完成後 20 年を経ても河川改修の遅れから、僅か 150m ³ /s の放流量しか確保できていないのは怠慢である。川西市小戸付近の疎通能力拡大が遅れていることが主因であるが、ひ弱な堤防のためとも説明されている。
408	千代延明憲氏 流域委員会は、提言並びに意見書（素案）のなかで、ダムについて「原則として建設しない」「考えうるすべての実行可能な代替案の検討のもとで・・・住民の社会的合意が得られた場合にかぎり建設する」としているが、猪名川の銀橋狭窄部開削に関して、なぜ余野川ダム建設の代替案の 1 つとして検討対象にされなかったのか。狭窄部が極めて短いため開削の工事に要する期間も短く、費用も少額ですみ、狭窄部開削に対応する安全度を損なわないための工事期間、費用も他の狭窄部の比較にならないと思われることから、余野川ダム検討の前に、銀橋狭窄部開削に必要な工事のための期間と費用について河川管理者に誠実に算定させてほしい。「考えうるすべての実行可能な代替案の検討」と提言しながら、銀橋狭窄部の開削という切り札ともなりうる代替案の検討を放棄することは絶対にやめていただきたい。



流域委員会の考え方

意見書での記述	<p>p.3-7 3.2.1 (2) 1) 猪名川</p> <p>猪名川での既往最大洪水は数千年規模といわれ、このように超大規模の洪水を対象に河川整備を行うことは現実的でない。したがって、当面の河川対応が対象とする洪水の規模について検討するとともに、検討結果の公開と住民への説明が重要である。</p> <p>銀橋狭窄部上流の浸水被害軽減対策として「一庫ダムの治水機能強化」の検討等が挙げられているが、桂川の場合と同様に、「調査・検討」とされている事業中の余野川ダムとの利水容量の振替を前提とする場合には、ダム事業の調査・検討が継続中で、検討結果によっては前提が崩れる可能性があるうえ、集水域・集水面積の差異などにより、同等の利水機能の振替になるかという問題がある。</p> <p>したがって、当面は一庫ダム単独での治水強化を検討することを優先し、既往最大洪水を視</p>
---------	---

説明	<p>野に入れた土地利用の規制・誘導などの流域対応を積極的に促進する必要がある。</p> <p>狭窄部の開削につきましては、流域委員会も「狭窄部は、歴史・景観等の面から国民的価値が高い場合もあるため、開削はできるだけ避ける」と提言し、「下流堤防の破堤危険性を増大させるような狭窄部の開削は当面できない」と明言しました基礎原案の姿勢を高く評価しています。</p> <p>狭窄部の流下能力を増大させる方法としましては、開削のほかバイパストンネルの設置などの方法がありますが、下流の治水安全度を低下させないという原則から考えますと、下流の河川整備の進展によりましては将来に開削が検討される可能性はあります。開削を全面的に否定しているわけではありませんが、銀橋狭窄部の開削も「当面できない」との観点から考えるのが現実的と考えています。いま開削を話題にすることは住民に過大な期待をもたせることになり、かえって弊害が大きくなるのではないかと危惧しています。</p> <p>わが国では、都市化の進展とともに水害危険地域の開発が進み、治水上の大きな問題となっていますが、危険地域の開発に対する行政側の対応に問題があったことも確かでしょうが、住宅などの開発を行わなかった先人の知恵を無視して開発を行い、そこを居住地とした住民側に問題があったことも確かです。このような地域につきましては、土地の利用規制や避難誘導などの流域対応の充実がとくに重要であると考えています。河川管理者はこの面での主役ではありませんが、自治体への積極的な助言や技術的支援を行うことを期待しています。</p>
----	--

論 点	治水 - 6	大津放水路
--------	--------	-------

頂いたご意見		
R17-02	藤田 政治氏	説明資料（第1稿）の説明用パワーポイント資料の中に、大津放水路の記述がない。説明資料（第1稿）では第1期は行うと記載されているのだが、第2期は行わないのか。
R17-06	馬杉 實氏	大津放水路事業の継続をお願いしたい。堂の川周辺の住民は度重なる浸水被害に悩まされてきた。地域住民が安心して暮らしていくためにも、2期区間の工事は必要だ。
R23-01	大津市 国・県事業調整室 福井 和義氏	大津放水路の2期区間の整備について、説明資料(第2稿)には記述されていない。大津市では、放水路の完成に合わせて様々な河川整備を進めていく必要があり、堤防のない地域では、大津放水路が完成してはじめて安心できる。大津放水路の全区間の整備を強く要請したい。
C05-02	大津市 国・県事業調整室 福井 和義氏	大津放水路の全区間の整備をぜひお願いしたい。大津市の浸水被害の解消は急務だと考えている。今後も、国、滋賀県、大津市と連携して、総合的な治水対策を進めていくためにも、2期区間の整備の実施時期について明確にして頂きたい。
R24-01	大津市 国・県事業調整室 福井 和義氏	大津放水路の全区間の整備をお願いしたい。これまでも様々な機会に意見を述べさせていただいてきたが、本日出された基礎原案にも何も書かれていないので非常に落胆している。
R25-02	大津市 河川下水道部 整備課 澤村 克司氏	基礎原案には大津放水路の2期区間の記述がない。大津市南部には東海道本線や名神高速道路等、都市機能が集中しており、洪水が発生すれば、大変なことになる。整備計画では、大津放水路の2期区間の事業内容や期間について明確にして頂きたい。
R26-08	大津市 国・県事業調整室 周防 農生夫氏	第 部には、「大津放水路の第2期工事については中長期的課題として検討を続け」と記述されており、ありがたく思っている。しかし、大津放水路2期区間については、「継続実施」もしくは「短期的な河川整備」として位置付けていくよう、意見書に明記してほしい。
407	大津市放水路促進協議会 会長 大津市長 山田豊三郎氏	大津放水路事業は、市民の生命・財産を守り、安全、安心、快適な市民生活を構築するためにも、大津市の治水上必要不可欠な事業である。二期区間の整備について「河川整備計画」に位置づけ、早期に事業着手されるよう流域内の企業と多くの地域住民の署名を添え要望した。流域委員会においても格別の配慮を願いたい。
410	大津放水路促進協議会	大津放水路二期区間（5河川）の継続実施に係る要望書」に関する、これまでの浸水氾濫状況資料を追加提出する。大津放水路の必要性等に対し、流域委員会で検討されたい。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.3-9 3.2.1 (3) 一連区間整備の完成等 これまで進められてきた一連区間のうち、ごく一部の区間のみが未整備のものについて事業を継続実施して完成させようとするものである。 基礎原案には、8つの施策が挙げられている。いずれも概ね適切である。ただし、阪神電鉄西大阪線橋梁の改築時期については、河川整備の進捗状況だけでなく、社会基盤の整備という観点を加えて、総合的に判断することが望まれる。 なお、の橋梁工事は許認可工事であり、河川管理者は自治体と十分協議し、自治体などが施工を担当する場合、環境調査等のモニタリングが十分にされるよう指導・助言・連携する必要がある。</p>

説明	<p>大津放水路につきましては、基礎原案には、一期区間部分の工事が継続実施と記述されていますが、二期工事については記載されていません。</p> <p>琵琶湖部会におきまして、河川管理者より、治水の対策の優先順位として、破堤の回避・軽減、狭窄部上流の浸水対策、琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減、そして「一連区間整備の関連等」と考えており、前述の3つの対策以外で現在かなり事業が進んでおり、完成間近である事業の完成を挙げているとの説明がありました。</p> <p>また、「大津放水路の一期事業については、この最後の項目に当てはまるが、二期事業に関してはこれらの優先項目のどれにも当てはまらないため、扱いが決まっていないので記載していない。二期事業が効果はないと言っているのでは決していないが、限られた中での優先順位を考えた際に、直ちに実施という位置づけにはなっていない」という説明がありました。</p> <p>これについては、一期工事終了後、その取り扱い(事業計画)が検討された段階で、委員会として意見を述べるのが適当と考えています。</p>
----	--

論点	治水 - 7	流域対応（地域で守る）
----	--------	-------------

頂いたご意見	
	<p>333 ラブリバー懇談会（猪名川河川事務所より提供） ラブリバー懇談会にて、懇談会委員からいただいたご意見の紹介 提言について 「『地域の水防を担ってきた水防団についても・・・』の記述について、消防組織法を踏まえた実態をしっかりと把握して記述し、『消防団及び水防団』として欲しい。」</p>
	<p>398 日建設計シビル大阪事務所 高橋正氏 （「提言」の各論に対して）流域対応については、「総合治水」の概念をさらに発展させる必要がある。また、水防活動の重要性は徹底的に強調されるべきであり、水防団の高齢化等に鑑み、今後の方向性として「自衛隊」の活用等について十分に検討される必要がある。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.3-1 3.1.1 (1) 1)流域対応 基礎原案は、「流域対応」を次の3つに区分して記述している。すなわち、自分で守る(情報伝達・避難体制整備)、 みんなで守る(水防活動・河川管理施設運用)、 地域で守る(街づくり・地域整備)である。これらの区分の表題は分かりやすく新鮮であるが、内容との整合性を欠くらいがある。 「自分で守る」は、住民一人一人が、日頃から防災意識を高めるなどして災害に備え、いざという時に的確な行動をとれるようにしておくことが重要であり、住民の自覚を喚起するという意味からも表題は適切であり、取り上げた施策も概ね適切である。 「みんなで守る」も、災害時には、個人ごとに行動するよりも、隣近所などの小集団で行動するのが有効であり、適切な表題といえる。なお、施策として示された水防団については、高齢化などにより機能低下が危惧される現状から、水防団と住民との連携策について検討することも重要である。 「地域で守る」では、被害ポテンシャルの軽減に関連した事項が取り上げられているが、数百人あるいはそれ以上の集団の住民を対象とした対応についての検討も必要である。</p>
説明	<p>流域対応の「自分で守る」は地域住民や水防団が中心となるものです。水防団については、流域委員会でもその重要性を認識しており、多くの議論を重ねました。解決策として、河川レンジャー（仮称）等の活用も含めて検討しましたが、流域委員会として最善と考えられます対策を提案できるに至っておりません。重要であるにもかかわらず決定的な方策を見出しにくい問題ですので、今後とも検討をする必要があると考えています。</p>

論 点	治水 - 8	高規格堤防（スーパー堤防）
--------	--------	---------------

頂いたご意見	
<p>400 福本和夫氏 説明資料（第1稿）を読んで、舟運復活のために行う淀川大堰閘門の開削によって生ずる以下の問題点について検討いただきたい。 スーパー堤防は本当に必要か。S56年に完成した淀川改修工事は、1万 m³/sの水量およそ100年に一度の大洪水に耐える修復であったと聞かされた。それ以上の洪水が発生する確率は非常に小さいことから、スーパー堤防に消費する予算を森林整備と上流の水資源整備に使うべきであり、よってスーパー堤防建設の土砂運搬の為の閘門は不必要。</p>	



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.3-2 3.1.1 (1) 2)河川対応 高規格堤防は、危険性の高い築堤河川を安全な掘込河川に変えようとするもので、破堤され難いという機能面では優れている。しかし、まちづくりと一体となって実施するため、連続堤としての完成に時間がかかる、堤防の単位長あたりの建設費用がきわめて高い、大量の土が使われるため、土取場での環境破壊や土に含まれる汚染物質や生物への注意が必要である、堤防沿いに高層建物が連立する場合は、堤外側からの眺望が遮断される、などの問題がある。</p>
説明	<p>高規格堤防（スーパー堤防）は、街づくりと連携して整備する必要がありますので、完成までに長期間を要するという問題がありますが、破堤を防ぐ点では優れています。 大洪水の発生する確率が小さいからといって、それへの備えをなおざりにしていいものではありません。森林を含めました上流から下流までの洪水対策を、地域に応じて地道に進めることが重要であり、下流部ではスーパー堤防の実施は必要であると考えています。 淀川大堰の閘門につきましては、スーパー堤防建設の土砂運搬のみを対象としたものではなく、大地震などの場合の緊急輸送路としての活用が期待されています。</p>

論 点	治水 - 9	土砂災害への対応
--------	--------	----------

頂いたご意見	
<p>347 榛原町長 前田禎郎氏 中山間地域での洪水災害は、大規模な土砂崩れや、地滑り等の発生が予想されるため、下流地域とは被害の様相が異なる。上流地域についても地域の特性を踏まえた治水計画の検討が必要である。</p>	



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.3-4 3.1.1 (4) 土砂対策 土砂対策では、基礎原案に示されているように「山地から海岸までの土砂収支のバランスを図る」ことが重要であり、ダムにおける土砂移動の連続性を回復させることとともに、河道においても常時土砂が移動するようにすることが重要である。 なお、基礎原案は洪水時の土砂問題に触れていないが、洪水時には大量の土砂が河川に流入して被害を増大させるため、治水の観点からも土砂の流出・移動についての検討が不可欠である。</p>
説明	<p>下流の洪水氾濫だけでなく、上流地域の土砂災害は重要な問題だということは流域委員会もよく認識しています。最近の水害によります人的被害の多くは土砂災害によるものであり、斜面崩壊、土石流、地すべり等の対策は重要です。 土砂災害の発生を予測することは非常に困難ですので、施設による対応（ハード対応）とともに、避難などの活動による対応（ソフト対応）が重要です。住民の皆さんも、地域の水害の危険性をよく認識して、「日頃から備える」ことが重要であると考えています。</p>

論 点	治水 - 10	堤防の強化について
--------	---------	-----------

頂いたご意見

334 松山征勝氏
淀川に桜並木を夢みている。メモリアル記念で苗木は市民からつくり、淀川に愛着をもってもらうのが夢である。

352 佐藤稔氏
堤防強化に先立って植樹をすべきではないか。
枚方大橋付近の高水敷になぜ今日まで樹木を植えなかったのか疑問に思い、河川事務所へ問い合わせた。防災上の基準を満たすため、洪水時の漂流物が樹木にからみつくことが問題とのことであった。その規制も緩和の方向にあるという。淀川流域一帯が竹林や森林に覆われていると仮定すると、広大な地盤は強固なものとなると考えられる。



流域委員会の考え方

意見書での記述	<p>p.3-7 3.2.1 (1) 2) 堤防補強 堤防補強の必要な箇所調査は基礎原案に示された区間で早期に実施すべきである。具体的な補強手法は「淀川堤防強化検討委員会」で早急に決定するとしているが、実施後の堤防機能についてのモニタリング調査が必要であり、新たな工法についての試験施工も実施する必要がある。</p>
説明	<p>堤防そのものへの植樹は、堤体の安全性の確保、水防活動時の支障という観点から、問題があるとされています。環境や景観の面から堤防への植樹を希望する声があることは理解していますが、堤防の定規断面を犯さない範囲で植樹するという工夫は必要です。 堤内地の河畔林は、越水した氾濫水の流勢を弱め、堤外地の樹林は堤防近傍の流速を弱めるうえで効果がありますが、堤体に樹木を植えることは堤防強化につながるとは限りません。かつて武田信玄が堤防に桜を植えたのは、桜を愛でに集まる人たちの踏み固めによる強化を期待したものであり、桜が堤防を強化するものではありません。逆に、強風による倒壊や根腐れにより破堤につながる恐れがあります。</p>

論点	治水 - 11	琵琶湖の浸水被害の軽減に向けた整備
----	---------	-------------------

頂いたご意見

1500m³ / s 放流に関する要検討事項

B22-02 宇治防災を考える市民の会 志岐 常正氏
 ダムについてもこの部会で数字を含めたより具体的な議論をしてほしい。琵琶湖から 1500m³/s 流して下流がもつのか、これだけ流す必要があるのか。この数字についても検討してほしい。

336 宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田稔氏
 ・天ヶ瀬ダムの再開発 1500m³/s 放流は、宇治市域では大変な問題を引き起こしている。流域委員会に天ヶ瀬ダム再開発 1500m³/s 放流計画の再検討・中止を要請する。第 1 に、宇治川は世界遺産のバッファゾーンを形成し、宇治川の自然景観と歴史的建造物群とは一体のものである。宇治川改修工事によって、天ヶ瀬吊り橋から塔ノ島までの景観悪化、塔ノ島、喜撰島から上流の景観は見るも無残。派川は水量が極端に減少して、藻が繁殖し、時には悪臭で観光客から苦情がある。塔ノ島周辺の宇治山田地区では、河床掘削を前に護岸工事が行われている。名勝「亀石」周辺の景観は台無しとなる護岸工事は直ちに中止し、再検討すべきである。河床掘削が実施されれば宇治川は死ぬ。
 ・天ヶ瀬ダム 1500m³/s 放流は下流の河川の危険性を増大させる。今急いでやるべきは下流の堤防の漏水対策工事を完全に急いで行うことである。天ヶ瀬ダムの 1500m³/s 放流が宇治川改修工事の根拠であるが、その必要性の根拠となっていた琵琶湖岸浸水の解消、水需要が大きく変化しており、また大戸川ダムを含むダム開発の凍結は大きな変化である。

355 宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田稔氏
 第 17 回拡大委員会に一般意見として出された「天ヶ瀬ダム再開発 1500m³/s 放流計画と歴史的景観との関係」について委員から河川管理者に対して問題点の説明が求められた。それに対して河川管理者は護岸工事の問題点の有無、事実関係については回答せず経過を述べるにとどまり、さらに淀川工務事務所の検討機関である「塔の島河川整備検討委員会」を宇治市長が設置した諮問機関の継承拡充の会議体として記述するなど正確さを欠いたものであった。問題は護岸工事の結果、宇治川の環境・景観破壊がおこっているということである。また、「天ヶ瀬ダム再開発見直し検討」の完了時期が不明のまま関連工事が進んでいることは異常ではないか。1500m³/s 放流は治水・防災では下流域の安全性、工事のための莫大な費用、環境・景観の破壊では特に塔の島地区の河床掘削という重大な問題を持つ。以上のことから流域委員会に対して、本計画についての慎重かつ速やかな関係住民が納得できる形での検討、工事中止の提起を要請する。

381 宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏
 [河川管理者に対する質問]
 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料第 2 稿」に関する質問および意見
 ・質問 1：宇治川塔の島地区周辺では、天ヶ瀬ダム再開発・1500m³/s 放流に関連する宇治川改修工事により環境・景観が破壊された。まず、塔の島の締切堤がつくられたことにより、塔の川は 3m³/s しか流れず、藻が異常繁殖し、時には悪臭を放つ状況である。締切堤の建設費用、および藻の撤去費用はいくらか。また、天ヶ瀬吊り橋から塔の島まで敷設された導水管は勾配がないことから湯水期には役に立たないばかりか、宇治川左岸の景観を大きく破壊している。導水管敷設の費用はいくらか。これらの工事の結果をどう評価されているのか伺いたい。
 ・質問 2:天ヶ瀬ダム再開発計画の調査・検討中にもかかわらず、亀石周辺の護岸工事をなぜ急ぐ必要があったのか。また、宇治川を 5～10m も埋め立てる護岸工事の実施は、宇治川拡幅や掘削と矛盾し、亀石周辺の景観等も台無しになった。護岸工事の費用および工事結果の評価について伺いたい。
 ・質問 3：天ヶ瀬ダム再開発事業にかかわる大トンネル工事用である山王仙郷谷線道路拡幅工事の建設費用はいくらか。また、新規施設である大トンネル方式は調査・検討の対象からはずれているのか、そうであれば、関連する道路拡幅や白虹橋の架け替えは不要ではないか。また、説明資料（第 2 稿）にあるように「調査・検討の間は、地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中でやめることが不適当な工事以外は着手しない」を守っていただきたい。
 ・質問 5：塔の島地区の河道掘削について、宇治地域の第 1 回説明会（2/16）で当初計画、平均 3.2 m の掘削を 1.2m に変更との話があった。関連資料と計画の詳細について伺いたい。
 ・質問 6：琵琶湖の後期放流において 1500m³/s の継続時間はどの程度を想定するのか。後期放流による長期の高水位による浸透破堤の考慮について詳細な説明を希望する。
 最後に、下流の堤防対策には膨大な工事を要することから、1500m³/s 放流について中止・再検討を要請する。「河川整備の考え方の転換」が実際の河川整備で示されることを強く求める。

頂いたご意見

384 宇治市 防災を考える市民の会 梅原孝氏

- 近畿地方整備局のシミュレーションによると、現時点で S36 年 6 月の総降雨量 370mm、降雨日数 6 日間と同じ雨が降った場合、S36 年当時と比べて浸水日数が 1 日しか減らないというのは、S47 年から 25 年間にわたる「琵琶湖総合開発事業」の進捗効果を考えてとき理解しがたい。その点について討議いただきたい。
- 琵琶湖流域に総降雨量 320mm が降った S34 年 8 月の洪水では、初期水位が 0cm 付近で 30cm に戻るまで 17 日間であった。H7 年降雨のシミュレーションでは初期水位 20cm で比較されている。これを初期水位 0cm にすれば 1500m³/s 放流と同じような効果があるのではないか。
- S47 年 7 月の降雨量が各資料で異なる。いずれが正しいのか。
- 1500m³/s 放流の必要性について、近畿地方整備局の回答では、S46 年の工事実施基本計画改定で治水安全度を 1/150 に引き上げた結果、宇治川での能力は 1500m³/s が必要となった、としているが、S28 年に宇治川で最大流量 1780m³/s を記録していることや S39 年には天ヶ瀬ダムが完成していることから 1500m³/s は理解できない。討議いただきたい。
- 1500m³/s を 10 日間も放流されては宇治川周辺は危険な事態が予想される。昔は予想される浸水地域に行政は税の免除等の施策をで対応したと言われている。琵琶湖周辺の浸水地域に対してもこのようなことを実施して、危険な 1500m³/s 放流の見直しをしてほしい。
- BSL+30cm の通常水位以上になれば、全て浸水日数にカウントされているが、琵琶湖総合開発事業の効果のもとで、実際にはどれくらいの水位になれば浸水被害がでるのか。
- 現在でも浸水する琵琶湖湖岸の浸水箇所を明らかにするとともに、宇治川への 1500m³/s 放流しか改善の道がないのか徹底した審議をお願いしたい。

391 志岐常正氏

宇治川 1500m³/s 放流計画が固持されていることを現在一番心配している。この計画は、河川材料や形状などの調査及び河床変動等といった土砂動態のモニタリングを実施するなどの調査がなされ、その結果が出されるまで保留されるべきであると考え。

以下、検討項目

- 現在の宇治川～淀川で、堆積地域と浸食地域、それらの境はどこか。天ヶ瀬ダム建設前とどう変わったか。最高 1500m³/s 流した場合、それらはどのような影響を受けるか。塔の島付近、JR 鉄橋付近はどのようになるか。
- 各場所での堆砂の側方付加、流路の蛇行傾向は計画ではどう予想されているか。1500m³/s 流れている時の自然な蛇行曲率はいくらか。現在の河道は 900m³/s の流速などにフィットしているのか、天ヶ瀬ダム建設の影響は見られないか。
- 低水流と高水流とは自然な蛇行曲率が異なるが、河道全体とその中での低水流路とを区別し、それぞれ異なった曲率を与えることが望ましい。計画ではこの点をどう考慮しているか。
- 1500m³/s を流すことによって、現在、破堤が恐れられている場所に、現在よりも強い流れを当てることになる所はないか。現在の河川敷の利用場所（ゴルフ場等）に影響がないか。高水、低水、中水を分けて検討されているか。

412 防災を考える市民の会 梅原孝氏

意見書（素案）では「『瀬田川下流部及び宇治川の流下能力（放流能力）の向上を図る』としているが、洗堰の放流能力および宇治川塔の島地区の流下能力についての詳細な検討と、琵琶湖沿岸での水位と被害との関係および軽減対策についてのさらなる検討が望まれる。」と指摘している。天ヶ瀬ダム再開発事業の根幹にかかわる諸問題が具体的に検討されることなく整備局の裁量にまかされてしまうことになり大きな不安を感じる。今日段階の問題点を以下に列挙した。意見書とりまとめに、これら諸点について検討願ひ、その結果をお知らせいただきたい。また、当会と流域委員会との懇談の場を設けていただくことを希望する。

宇治川 1500m³/s 放流問題について現在の検討は後期放流のみの検討になっており、前期放流そのものの問題点について検討し、明らかにされたい。前期放流については、S46 の改訂当時の宇治川 1500m³/s 放流は、南郷洗堰から下流域で 2 日間で 272mm の降雨量があった場合、天ヶ瀬ダムで調整して 1200m³/s が流れ、ダム下流域で 300m³/s 増え、宇治橋付近で 1500m³/s になると説明している。宇治川 1500m³/s 放流がいつのまにか天ヶ瀬ダム 1500m³/s 放流に変わっている。何故そうなったのか。

天ヶ瀬ダムは 1500m³/s 放流になれば、槇島堤防付近では 1800m³/s 以上の流量に対する治水対策が必要となるが、実際の計画と対策はどのようになっているのか。

現在の説明でも、宇治 1500m³/s、桂川 5100m³/s、木津川 6100m³/s。あわせて三川合流で淀川本川 12000m³/s の計画になっている。しかし S48 年当時の資料によると、宇治で 1500m³/s だが、山科合流点では 2400m³/s になると説明されている。これは S28 年の大洪水時の 1780m³/s を大幅に上回るものであり、バックウォーター現象は起こらないか検討頂きたい。

頂いたご意見

塔の島地区の流下能力について、これまで整備局は河床を平均 2.8m、長々期的には 3mの掘削が必要としていたが、最近の計画では平均 1mでよいとしている。1500m³/s 放流の流量は変更しないのになぜそうなるのか不可解である。

塔の島地区では、深刻な景観破壊が進行している。同地区は宇治市のシンボル景観であり、「治水なくして景観なし」などとする傲慢なやり方によってつぶされた景観破壊について、流域委員会はどのように考え、解決しようとしているのか明確な判断を示してほしい。

塔の島地区の改修は 1500m³/s が限界と説明し、河床を 1.1m掘削しようとしている。瀬田川の改修では、鹿跳溪谷の自然景観を保全するため 130 億円の費用をかけ当該区間をトンネルで迂回させようとしている。天ヶ瀬ダム再開発事業による宇治川の景観破壊はあまりにも無神経で時代錯誤の計画である。明確な判断をしてほしい。

「琵琶湖総合開発事業」によって琵琶湖湖岸の浸水被害は激減している。現状について明確な判断をして欲しい。

後期放流で洗堰から 1200m³/s、大戸川から 300m³/s、合計 1500m³/s を流すとの説明だが、大戸川は洗堰から下流域であり、前期放流に入るのではないのか。琵琶湖湖岸の浸水対策での放流は 1200m³/s の放流でしかないのではないのか。

放流による低周波振動が発生している。一度された調査結果の公表もなく、まして 1500m³/s 放流されればどうなるのか、不安の声が広がっている。工事完了後ではなく今事実を明らかにして対策をとるべきである。

ダム左岸に直径 26mものトンネルを掘って、600m³/s を増量放流する計画について、支えている岩盤を弱めるトンネル方式は、ダム破壊につながる危険なものであり、避けねばならないと考えるが如何考えられているのか。

1500m³/s 放流の見直しを行う必要性は、宇治川・槇島堤防の脆弱性にある。実際に槇島など宇治川の堤防の強度はどれくらいあるのか等、検討された事実を公表して欲しい。

414 宇治市防災を考える市民の会 志岐常正氏

説明資料を読むと近畿地方整備局には S46 という昔に定められた「工事実施基本計画」を見直す気が全くないようである。宇治川 1500m³/s 放流計画はその必要性の説明に一貫性がないものの「基本計画」こそが淀川、宇治川の環境破壊、その他のさまざまな問題を引き起こす条件をつくった元凶なのである。流域委員会においては「工事実施基本計画」の見直しの必要を指摘、提言し、委員会としても見直しを行われるよう熱望する。整備局は「提言」を待つことなく宇治の塔の島周辺やその上流域の改善を実施してきた。一つは流域委員会とその「提言」をないがしろにしており、もう一つは河川とその周辺の環境その他が破壊されているということである。

415 宇治・世界遺産を守る会 藪田秀雄氏

- ・基礎原案では宇治川の流下能力向上の理由として、琵琶湖沿岸の浸水被害軽減のためとしているが、琵琶湖沿岸の浸水被害の実態とはいかなるものなのか。また、意見書（素案）「洗堰の放流能力および宇治川塔の島地区の流下能力について詳細な検討」とは何を意味されているのか流域委員会の見解を聞きたい。
- ・正確な情報が市民に提供されないまま宇治川改修が進められてきたというのが事実経過である。S46 の「河川審議会」における宇治橋付近の計画高水流量 1500m³/s の根拠と、その妥当性について流域委員会の見解と資料の提示をお願いしたい。
- ・宇治橋付近高水流量 1500m³/s と天ヶ瀬ダム放流 1500m³/s は同じ 1500m³/s という数字だが、前者は治水安全度を 1/150 にした宇治川洪水、後者はたびたび行われる琵琶湖後期放流に対応するもので内容が異なると考える。
- ・宇治市都市景観基本計画では世界遺産である平等院、宇治上神社等とその間を流れる宇治川周辺を「シンボル景観」として位置づけた。このことを踏まえて宇治川改修計画を考えることが必要である。宇治川塔の島地区および上流の景観について流域委員会の考えを聞きたい。
- ・塔の川は塔の島の締切堤の設置によって、3m³/s しか水が流れず、藻が異常に繁殖し、時には悪臭を放ち、鵜飼いも出来ない。これは締切堤をつくったことが原因である。また、締切堤と導水管は、喜撰橋から上流の景観を破壊している。このことについて流域委員会の評価と締切堤の撤去についての見解を伺いたい。
- ・天ヶ瀬吊り橋から塔の島まで敷設された導水管は勾配がないことから湯水期には役に立たず、宇治川左岸の景観も大きく破壊している。敷設工事とその結果についての流域委員会の評価と導水管の撤去についての見解を伺いたい。
- ・宇治川下流 27 kmの破堤対策を調査・検討中であるにもかかわらず、「宇治川河床掘削の準備のため」の亀石周辺の護岸工事をなぜ急ぐ必要があったのか。5~10mも宇治川を埋めたてる護岸工事を行う必要があったのか。通水能力アップのための宇治川の拡幅や掘削と矛盾する工事である。流域委員会における亀石周辺の護岸工事とその結果についての評価とその対策についての見解を伺いた

頂いたご意見

い。

- 基礎原案では、事業中のダムについて「調査・検討の間は、地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中でやめることが不適当な工事以外は着手しない」と書かれており、これは厳守すべきである。しかし、宇治川改修工事が既定の計画であるということで、急ぐ必要がない工事が実施されたと考えるが、流域委員会の見解を伺いたい。
- 基礎原案では、塔の島地区の河道掘削は既定のこととしている。亀石上流部から宇治橋下流部までの宇治川の河道を平均 1.1m 掘削し 1500m³/s を流せるようにするというもので、宇治川の景観の心臓部を掘削することになり、反対である。
- 基礎原案では、瀬田川については鹿跳溪谷地区の流下能力の増大方法を環境、景観の両観点から検討する、としながら宇治川塔の島地区の自然環境・景観に一言も触れずに、河道掘削を既定のこととして行おうしていることに憤りを感じる。流域委員会での検討内容、見解を伺いたい。
- 河川管理者は宇治地域での第 1 回説明会で 1500m³/s 放流についての質問に、今後の整備については天ヶ瀬ダム再開の見直し検討の結果、下流の堤防強化の進捗状況を踏まえ、改めて流域委員会に諮るとともに住民に説明を実施する、と答えていることから、基礎原案の記述は、「『塔の島』地区の河道掘削時期を検討する」でなく「『塔の島』地区の河道掘削についても流域委員会に諮る」と記すべきと考えるが、流域委員会の見解を伺いたい。
- 宇治川の堤防強化について、基礎原案では「緊急に補強する区間を定める」とし、S28 の 13 号台風などと同じ降雨の場合に破堤の危険性がある区間と瀬田川、宇治川において、度々発生する後期放流による長期の高水位による浸透破堤を考慮する区間、と記している。宇治川 1500m³/s 放流（琵琶湖後期放流）と宇治川の堤防強化について、流域委員会での検討内容と見解を伺いたい。
- 報道によれば、宇治市長は市議会の答弁で宇治川 1500m³/s 放流計画について、「治水なくして利水も環境もない」という河川法改正を理解しない旧態依然とした回答を繰り返している。流域委員会が直接、必要な自治体からの意見聴取を実施されてはいかがか、見解を伺いたい。

関連工事の中止

R18-03 宇治世界遺産を守る会 藪田 秀雄氏
天ヶ瀬ダム再開について「検討する」というのであれば、現在進行中の関連工事をいったん中止すべきである。

宇治川への環境への影響

R18-02 宇治世界遺産を守る会 藪田 秀雄氏
資料（第 18 回委員会 河川管理者提供資料 2-3-1 p.24）では、塔の島の締切堤防がつくられて喜撰橋からの景観が破壊されたこと、塔の川がせき止められて藻が発生して悪臭がすること、天ヶ瀬吊橋から導水管が引かれて宇治川左岸の景観が破壊されているといったことについて触れられていない。

R22-02 宇治・世界遺産を守る会 藪田 秀雄氏
宇治川塔の島地区の景観が河川整備によって大きく破壊されたが、これを河川管理者はどう評価しているのか。

337 藪田秀雄氏
宇治を特徴付ける宇治川の景観が宇治川改修工事で台無しになってきている。第 1 に天ヶ瀬吊り橋から塔ノ島まで宇治川左岸に石積みの導水管が敷設され、第 2 に塔ノ島が石積み仕切り堤防によって左岸とつながれ、喜撰橋から上流の景観は見るも無残となった。派川は水量が極端に減少して藻が繁殖し、時には悪臭で観光客から苦情が寄せられる。琵琶湖の状況を見ても 1500m³/s 放流の必要性は減少しており、宇治川改修計画も抜本的に再検討する必要がある。宇治川の自然環境と宇治上神社・平等院など世界遺産を含む歴史的建造物群との景観は一体のものであり、その破壊は国際的な背信行為である。宇治川の河床掘削がなければ、導水管も塔ノ島の石積み仕切り堤防も不要である。河床の掘削をやめて、破壊された景観を再生してもらいたい。

339 宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田稔氏、防災を考える市民の会 志岐常正氏
宇治川塔の島地区の改修の根拠となる天ヶ瀬ダム再開 1500m³/s 放流計画は河床掘削に伴う景観の破壊等の宇治川の環境破壊、下流地域の水害の被害拡大や内水排除の支障を招く懸念があるため、中止/再検討が必要である。また、1500m³/s 放流の根拠である琵琶湖の浸水被害は解消しつつあり、水需要増大等の社会環境も計画当初から変化している。

その他

Y21-03 宇治・世界遺産を守る会 藪田 秀雄氏
琵琶湖の浸水問題と瀬田川洗堰下流の掘削問題、天ヶ瀬ダム再開、塔の島周辺の掘削は一連の課題であるので、慎重に審議をお願いしたい。

頂いたご意見

B25-01 藤田 政治氏

琵琶湖部会とりまとめ素案 p.5 の b)の に「4月-8月に基準水位を0cm前後を目安に水位を維持し、降水による水位上昇時には上昇した水位を3日間程度維持することが魚類の産卵にとって望ましい」との記述があるが、-20cm - 30cm というのを治水容量でとっていることを考えると、治水上、大きな問題があると思われる。

357 宇治・世界遺産を守る会 代表世話人 須田稔氏

宇治川改修に関わる工事計画に対する住民からの大きな批判、あるいは計画変更を報告したい。1つは宇治橋上流左岸の鵜飼い舟係留施設をつくるための護岸工事。地元の桜町町内会への説明会開催で初めて計画を知った地元住民の反対等により未着工のまま休止状態になっている。淀川工事事務所は宇治市や「宇治川塔の島地区河川整備検討委員会」の検討結果を得たといっているが関係住民の意見が反映されていない以上、地元住民の合意を得ていることにはならない。環境からの視点が希薄な中での計画は根本から再検討されるべきである。2つ目は車田地区と隠元地区付近の宇治川拡幅計画の中止と堤防強化工事への方針変更である。この河川拡幅は天ヶ瀬ダム再開発 1500m³/s 放流のための計画であったが、流域委員会の提言を受けて堤防強化に方針変更されたと報道されている。しかし、この方針変更はもともとの河川拡幅の計画の根拠への疑問を喚起するものである。改めて1,500m³/s 放流の必要性、放流の対策として何が必要となるのか、工事にかかる費用等、徹底審議が必要である。流域委員会での慎重かつ速やかな審議を要請する。

359 阪神大震災の教訓を忘れず、市民のための防災のあり方を考える会 代表 志岐常正氏

淀川工事事務所、琵琶湖工事事務所に対し「天ヶ瀬ダム再開発事業に対する質問」書を提出した。流域委員会においても以下の諸点について十分な審議、判断をいただきたい。

既成事実を固定化せず「淀川水系流域委員会」や地元住民の検討結果の尊重について、以下の2つについて質問する。

- ・塔の島や亀石付近の改修工事を既成事実化せず、研究者や住民の科学的再検討、その結果に基づく見直しや再々改修の実施を求める
- ・「淀川水系流域委員会」や地元住民、及び地域自治体への情報公開とその意見反映にどのような保証があるか、住民参画による河川管理の展望の明示。

402 佐川克弘氏

9/5付「基礎原案」、4.3.1洪水(2)浸水被害の軽減 2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減、において「瀬田川下流部及び宇治川の流下能力(放流能力)の向上を図る」と併せて、次の事項も検討すべきだと考える。

- ・農業用水の通年通水：霞ヶ浦工事事務所と霞ヶ浦町は、1998年農業用水の通年通水の試験運用を実施したと言われている。既存の農業灌漑システムを利用して排水路や休耕田、一部の水田に冬の期間水を張ることで地下水水位が維持されるため、春の灌漑期に入ってから地下水水位を上げる分の取水量を減らすことができる。これは、現在琵琶湖が抱えているのと同じ問題の改善策であり、農業用水の通年通水を検討・実施してみる価値があるのではないか。
- ・琵琶湖沿岸の浸水地区に対する補償：2兆円の巨費を投じた琵琶湖総合開発が行われたにもかかわらず、琵琶湖沿岸に今でも浸水被害が発生する可能性が残されていること自体理解できない。予想される確率・地域・被害額などの情報は公開されているのか。浸水被害のない高台に代替地を確保して住民に補償するほうが抜本的な対策となるのではないか。

流域委員会の考え方

意見書での記述

p. 3-8 3.2.1 (2) 2) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減

琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するため、琵琶湖からの放流量の増大をはかろうとするものであるが、「整備方針」に取り上げられていた琵琶湖沿岸での対応が「具体的な整備内容」では欠落している。琵琶湖および沿岸での「河川対応」と「流域対応」は重要であり、具体的な整備として取り上げる必要がある。例えば、「河川対応」として、琵琶湖の「事前放流」については早急に検討を開始するべきである。

宇治川

基礎原案によると、琵琶湖後期放流に対応するため、「天ヶ瀬ダム再開発」計画の調査・検討を行い、その結果および河川整備の進捗状況を踏まえ、宇治川「塔の島地区の河道掘削」時期を検討するとしている。

	<p>「天ヶ瀬ダム再開発」は、ダムの操作機能を高めるという意味で、推進が望まれる事業であるが、問題は放流量の増大量と増大方法である。増大量については、瀬田川洗堰から塔の島に至る区間の流下能力(放流能力)を総合的に判断して決めるべきであるが、塔の島地区の流下能力が支配的になると考えられる。増大方法については各種の方法を併用して環境に及ぼす影響が少ない方法を選択するべきであり、ダム堆砂の排出にも役立つ方法が望ましい。</p> <p>「塔の島地区の河道掘削」は、この地区の歴史的景観を保全するため、できるだけ少なくするべきであり、できれば避けるのが望ましい。堤防補強などにより、河道を掘削せずに流下能力を増大する可能性についての検討が望まれる。流下能力の検討では、既往洪水時の流下状況を参考にする必要はある。</p> <p>瀬田川 琵琶湖からの放流量を増大させるため、瀬田川洗堰から鹿跳溪谷までの「河床掘削」の継続実施、「鹿跳溪谷の流下能力の増大」の検討、瀬田川洗堰の放流能力増強のための「瀬田川洗堰バイパス水路の活用」が挙げられている。</p> <p>瀬田川洗堰から鹿跳溪谷までの「河床掘削」については、すでに掘削された部分もあり、継続実施することは概ね適切である。</p> <p>「鹿跳溪谷の流下能力の増大」については環境と景観の両観点から検討するとされているが、歴史性も考慮すると開削は許されない。したがって、流下能力を増大させる方法としてバイパス・トンネル案が有力視されるが、環境影響評価を行うとともに、洪水時以外の鹿跳溪谷の流況が保全されるようにする必要がある。</p> <p>なお、「瀬田川洗堰バイパス水路の活用」については早期の実現が望まれる。</p> <p>この事業全体についての問題点を示すと、次の2点である。</p> <p>第1は「琵琶湖の計画高水位」である。一般には、計画高水位までは被害を発生させないようにするのが普通であるが、琵琶湖では計画高水位以下で被害が発生している。琵琶湖の計画高水位が、計画降雨に対する水位を意味するのであれば、計画高水位までは被害を発生させないようにするべきであり、琵琶湖からの放流量を増大して計画降雨に対する水位を「琵琶湖沿岸で被害が発生し始める水位(被害発生水位)」まで下げようとするのであれば、被害発生水位を計画高水位とするべきである。</p> <p>第2は「事業の効果」である。基礎原案によれば、この事業の効果を琵琶湖の「ピーク水位の低下」と「浸水時間の低減」で表現しているが、後者の評価が不適切である。すなわち、後者の評価時間として、基礎原案では、制限水位を超えた時間から制限水位に戻るまでの時間を用いているが、制限水位を被害発生水位に置き換える必要がある。</p>
<p>説明</p>	<p>琵琶湖の浸水被害を軽減するために、後期放流流量を増大させ、浸水時間の短縮をはかることが基礎原案に取り上げられています。この事業には、瀬田川洗堰の放流能力の増大、瀬田川の流下能力の増大、鹿跳溪谷の流下能力の増大、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大、宇治川塔の島地区の流下能力の増大という一連の施策が関連しますが、浸水地区である琵琶湖沿岸での対策も必要であると考えています。</p> <p>この事業に寄せられました皆さんの指摘事項は流域委員会もよく認識しており、施策ごとに流域委員会の見解を意見書に示していますが、この事業の検討調査結果が示されました時点で改めて表明いたします。</p>

4 利水

論点	利水 - 1	流域全体での利水計画
----	--------	------------

頂いたご意見	
Y20-03 佐川 克弘氏	淀川水系では、琵琶湖総合開発以降、利水安全度は高まっており、水余りの状態にあると言える。一庫ダムのように枯渇寸前のダムもあるが、こういった渇水地域に余剰水を回すシステム構築が必要である。
331 西村賢二氏	提言（案）の利水に関する理念は「水供給管理」から「水需要管理」への転換であるが、河川管理者が策定する整備計画への提言としてはいかがなものか。河川管理者は水需要に対しては間接的な立場にあり、むしろ水利用の用途変更や工業用水の未使用水利権の処理方法等において現行法に対する課題点の提言が必要ではないのか。水系内の利水安全度を如何ほどに確保した地域社会を形成するのかの記述がないように思う。本地域における将来の利水安全度が如何にあるべきか、そのための水源をどうするのかの議論が必要である。
348 寝屋川市 田中基裕氏	環境への配慮から「原則ダムを作らない」とするのは疑問である。自然流下で確保する分、ダムで確保するのが妥当な分を示して必要な整備を行うべきである。水がなければ人は生きられない。節水社会の構築を目指すものの、自然流下の水がよいが河川勾配が厳しいため、次善の策を取りながら利水の確保を確実に行うことが必要である。
398 日建設計シビル大阪事務所 高橋正氏	「提言」の各論に対して <ul style="list-style-type: none"> ・利水について、水資源は循環型の資源であり、「環境用水」等、新たな水需要も含めて「計画的」に利用されることが肝要である。 ・また、渇水被害はなくなっているわけではなく、利水安全度についての議論は必要である。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.4-1 4.1 利水の整備の方針</p> <p>基礎原案では、利水の基本的な考え方として、「水需要の抑制」を掲げ、さらに、「水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す」、「水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する」としており、水需要管理へ一歩踏み出したものとして注目に値する。</p> <p>しかしながら、「水需要抑制」を行う理由が明確にされていない。利水についての基本的な考え方として水需要管理という新しい理念を明確にする意味で、「利水を目的とする新規の水資源開発は原則として行わない」ということを明確にする必要がある。</p>
説明	<p>流域委員会におきましても、「水需要抑制」の観点から、水需給の実態を把握した上で、一定の枠内でバランスさせていくことが重要と考えており、それが「水需要管理」という提言で示した理念となっています。利水安全度をどう取り扱うかは今後の大きな課題であり、さらに検討を続けたいと考えています。</p> <p>なお、実際の取水量が水利権水量を下回っている状態を「水余り」と表現されているようですが、河川流量は自然流量に近いことが好ましいという考えから、河川に水が余っているかのような錯覚を避けるため、委員会は「水余り」という表現は用いていません。</p>

論 点	利水 - 2	利水安全度の考え方
--------	--------	-----------

頂いたご意見	
	<p>L01-02 関西のダムと水道を考える会 野村 東洋夫氏 少雨化傾向、水あまり状況といわれているが、委員会では渇水（特に平成6年の渇水）について議論すべきである。</p>
	<p>R21-03 関西のダムと水道を考える会 野村 東洋夫氏 第9回委員会で意見を発表した下流の淀川流域の農業用水の慣行水利権と使用実態の乖離が反映されていないなど、丹生ダムの渇水シミュレーション内容が不適切だった。同じようなことが、他の検討についてもあるのではないかと。今後の検討をお願いしたい。</p>
	<p>R21-06 日本気象協会 合田 廣氏 現在、気象が非常に大きく変動している。どのような変動が起きるか分からないということを考慮して、余裕を持った計画が必要だ。渇水を我慢するというのであれば、一庫ダムに2年間水を貯めずに自然に戻すくらいのことをやって、検証する必要がある。</p>
	<p>353 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏 [河川管理者に対する説明資料(第1稿)]についての質問 渇水について、「渇水の頻発」が謳われ、具体的に室生ダム、日吉ダム、一庫ダムの渇水調整が強調されているが、少なくとも琵琶湖～宇治川～淀川のいわゆる「淀川本川」について見る限りは、「琵琶湖総合開発」の効果が顕著に表れてきつつあり、「渇水の頻発」は当たらないと考える。整備局の見解を聞きたい。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.4-1 4.1 (2) 渇水への対応 渇水への対応施策として「取水調整の円滑化」と「渇水調整方法の見直しの提案」の2つを挙げているが、それぞれに危惧される事項が含まれている。 渇水時における「取水調整の円滑化」は「水融通の円滑化」と「取水制限」が中心的課題であるが、「近年の少雨化傾向に伴う利水安全度の低下」については、さらに詳細な検討が必要である。</p>
説明	<p>利水-1と同様に、利水のあり方を考えるにあたって、現在の利水安全度をどの程度と考えるか、また今後どの程度の利水安全度をめざすのかが重要になります。 意見書では、上記に記した箇所の他にもP4-2の4.2(2)にて、「現状の利水安全度についてはさらに慎重な検討が必要」「利水安全度評価は説得力に欠ける」と指摘しています。</p>

論 点	利水 - 3	水需要予測
--------	--------	-------

頂いたご意見	
	L01-01 関西のダムと水道を考える会 野村 東洋夫氏 河川管理者が水需要の精査をされている、とのことだが、各自治体の予測などまでしっかり踏み込んで精査をお願いしたい。
	L03-01 藤田 政治氏 水需要予測に関して、個々の家庭の水利用の用途別使用量（散水、洗車等）を調べることは、不可能ではないか。
	L05-01 千代延 明憲氏 意見書は明解な主張が多くありがたい内容だ。あと、水需要予測が過大であることがいろいろな矛盾に結びついているので、そのあたりを補強して、意見書を仕上げていただきたい。
	326 緑のネットワーク、青山 山田明氏 川上ダムの水価は419円/tと言っているが、現行の120円/tに比して3.5倍になり、水道料金の大幅値上げになる。水需要予測も計画当時より下回っている。
	418 伊賀の水と緑を考える会 代表 森本博氏 「伊賀の水と緑を考える会」は昨年12月から今日まで川上ダム問題について、学習、討議を行い、川上ダム中止を求める意見書や代替案意見書を提出した。必要な情報が開示されない苛立ちを繰り返してきた。その際たるものは、ダム建設の根幹のひとつである水需要の精査確認が再三にわたっての要請にもかかわらず1年経った今も示されないことである。淀川水系流域委員会の水需要精査、川上ダム予定地と桐ヶ丘団地間の地質調査、活断層の調査は検討済みかどうか、資料の提出を国土交通省や水資源機構に求め、検討願いたい。人口減少により水需要が大幅に修正されると考えられる。代替案を検討いただき、治山、治水、利水、自然環境を重視する河川整備計画の策定へご尽力願いたい。



流域委員会の考え方	
意 見 書 で の 記 述	p.4-2 4.1 (3) 水需要の予測 これまでの水需要予測は実績と乖離した過大なものであった。より精度の高い水需要予測を行うには、この乖離の原因を明確にすることが前提である。 水資源開発の根拠とされた水需要予測について基礎原案はまったく触れていないが、不備といわざるをえない。水需要予測は水需要管理の出発点となるものであり、住民との協働による水需要抑制、節水行為を含めて、より精度の高い水需要予測に向けた努力を関係者のすべてに要望したい。
説 明	多くのご意見でご指摘の通り、委員会もこれまでの水需要予測と実態に乖離があったことを問題にしており、これまでの予測手法の検証とともに、より精度の高い予測法の開発と透明性を高めることを河川管理者に要求していきたいと考えています。

論 点	利水 - 4	水需要の精査確認
--------	--------	----------

頂いたご意見	
R24-03	千代延 明憲氏 利水について、精査・確認の目標の時期を委員会で設定してはどうか。
Y23-02	千代延 明憲氏 水利権の更新時にその精査確認が行われるとのことだが、例えば、大阪府と阪神水道の次の更新は平成 20 年となっている。これでは遅すぎる。水利権の精査確認は、新規ダムの調査検討とも関連しているため、1、2年のことだろうと理解していたが、精査確認の時期について確認して頂きたい。
353	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏 [河川管理者に対する説明資料(第1稿)についての質問] 水利権の見直し、用途転用について、“水利権を見直し、用途間転用等の水利用の合理化に努める”とし、3つの工業用水道を上げているが、淀川水系で最大の水利権余剰は大阪市の上水道であり、この水利権見直しも必要である。整備局の見解を聞きたい。
401	佐川克弘氏 (9/5付「基礎原案」に対する意見)訂正案(p12 2.3利水) このような状況の変化に応じて、水利権量と実水需要量に乖離が生じ、確保されてきた自己水源を圧殺している事例もある。(下線部追加)
411	関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏 [整備局への質問] 水需要精査についての質問 1. 5ダムの水需要精査を繰り上げるべきではないか：現行の水利権の許可期限によれば、大阪府と阪神水道(共に上水)の水利権更新はH20年3月31日であり、この2つの利水者の水需要の精査確認を行うのは約5年先になる。“早急な水需要の精査確認”と矛盾する。整備局は水利権更新時期に拘わらず水需要精査の時期を繰り上げ、この1~2年の間にこれを実施すべきである。 2. 大阪市(上水)の精査を行っているのか：許可期限一覧において、「大阪市」の上水の期限はH15年6月30日とあり「水利権更新時の水需要の精査」の一番手として、早速大阪市の精査に取りかかるべきであるが、整備局は行っているのか。この機会を捉えて、同市の精査を実施し、大量の余剰水を「用途転用」や「環境流量」として有効活用する方策を示して欲しい。



流域委員会の考え方	
意見書での記述	p.4-2 4.2 (1) 利水者の水需要の精査確認 利水者の水需要については、水利権の許可件数延 241 件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可および事業の進捗状況、水源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。 まず、その1は需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。その2は精査確認の時期である。基礎原案には単に「水利権更新の際に行う」としているのみで説明不足といわざるをえない。
説明	精査確認の時期については流域委員会としても基礎原案の記述では説明不足と考えています。また、ダムに関係する水需要の確認(ダムで新規開発する水利権量の確認)については、更新時の確認とは別に行うとの説明を受けており、これについては、できるだけ早急に確認頂きたいと考えています。

論 点	利水 - 5	用途間転用
--------	--------	-------

頂いたご意見	
	<p>L03-02 藤田 政治氏 渇水時に環境用水を維持するための都市用水や工業用水等の用途転用について、委員会ではどのように考えているのか。</p>
	<p>363 関西のダムと水道を考える会 野村東洋夫氏 [「関西のダムと水道を考える会」から工業用水の起用について大阪府水道部に提出した質問書に対する回答] 工業用水の転用について大阪府に問い合わせたところ、下記回答を得た。 大阪臨海工業用水道企業団保有水利権転用に関して 答1：府管水道に転用を図ろうとしている水利権量は1.470m³/s 答2：15年度当初予算（庶務注：予算額の表の掲載は省略しています） 答3：府管水道への転用は、水源の効率的確保の観点から国、関係機関と協議したい。 大阪府工業用水道の用途転用に関して 答1：大阪府工業用水道の契約水量は569,281m³/日（H15年2月） 答2：現在、水需要を見直しているが、余剰水量が発生する場合は、淀川における水源開発の中で調整が図られるよう、国、関係機関と協議をしていく。 答3：府では、将来の水需要に対応するとともに、危機管理の強化を図り安定給水に努める観点から、水源の確保を図ることとしている。</p>



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.4-2 4.2 (2) 水利権の見直しと用途間転用 利水者間の用途間転用では「利水安全度」や「河川環境」を踏まえて関係機関と調整しているが、とくに「利水安全度」については曖昧な要素が多い。すなわち、少雨化傾向等により現状の「利水安全度」は高くないとしているが、降雨量の経年変化の傾向を判断するにはさらに慎重な検討が必要である。また、近年の「利水安全度評価」の算出根拠が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、この点においても著しく説得力に欠ける。だれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。</p>
説明	<p>意見書では用途間転用を考える根拠となるデータや考え方の見直しを求めています。水の用途間転用については、転用元と転用先の調整等が必要であるが、利水部会では工水から上水だけでなく、いろいろなパターンでの用途間転用の可能性を検討してはとの議論もありました。</p>

論点	利水 - 6	水需要管理協議会
----	--------	----------

頂いたご意見	
<p>398 日建設計シビル大阪事務所 高橋正氏 (「提言」の各論に対して) 利水について、強い指導・調整力を持つ「水需要管理協議会」の設置には同意できない。既存機関を活用すべきである。「提言」で提案されているその他のすべての機関の新設についても、すべて既存の機関の見直し、強化によって対応すべきである。</p>	



流域委員会の考え方	
意見書での記述	<p>p.4-3 4.2 (4) 渇水対策会議の組織改正 渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うために開催される渇水対策会議を、平常時から水利用実態を把握し、効率的な利水運用をはかる組織に改正することは重要である。しかし、現在でもできる種々の施策、例えば、水需要の精査確認や水需要予測手法・原単位などの公表などがなおざりにされている現状から考えると、河川管理者の意識改革が必要である。</p>
説明	<p>流域委員会では、渇水対策会議の組織改正は、重要なことと考えています。 ただし、意見書でも記載のように、これまでの問題点を踏まえ、組織改正しなくても実施可能なことは早急に行う必要があると考えています。 なお、「既存機関を活用せよ」とのご意見は理解できますが、新たなシステムを構築しない限り、新たな展開はむずかしいとも考えております。</p>